

平成28年度行政監査報告書

－ テーマ －

県有施設の安全・安心について～施設管理の在り方～

平成29年2月

大分県監査委員

目 次

第 1 監査のテーマ及び目的	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第 2 監査の実施概要	
1 監査の着眼点	1
2 監査対象施設及び監査対象機関等	1
(1) 監査対象施設	1
(2) 監査対象機関等	1
3 監査の実施時期及び実施方法	3
(1) 実施時期	3
(2) 実施方法	3
第 3 監査の結果及び意見	
1 計画的な保全管理	5
(1) 安全点検計画の作成及び点検の実施	5
(2) 利用者の視点に立った日常点検等の実施に係る評価	6
(3) 日常点検の実施基準	9
2 保全管理の改善・向上の取組	1 1
(1) 施設の不具合や破損等への対応	1 1
(2) 日常点検マニュアル等及びチェックリストの内容点検	1 2
(3) 安全点検に関する職員研修及び指導・相談体制	1 3
3 施設の耐震化等利用者の安全対策	1 5
(1) 施設の耐震化及び吊り天井等落下防止対策	1 5
(2) 転倒・移動・落下防止対策及び落下物防止対策	1 6
(3) 事故・災害等発生時の対応マニュアルの作成及び内容点検	1 7
(4) 危機管理に関する職員研修	1 8
(5) 県立学校における毒劇物の定期点検	1 9
(6) A E Dの設置及び点検	1 9
4 施設管理者と本庁所管課等の連携	2 0
(1) 安全点検結果の本庁所管課等への報告	2 0
(2) 施設管理者と本庁所管課等との連携強化	2 0

5	指定管理施設における管理責任の明確化	2 2
(1)	リスク分担等の規定の整備	2 2
(2)	モニタリングの実施	2 2
(3)	管理物件の修繕に係る責任分担	2 3
(4)	施設所管課の直接対応窓口の周知の取組	2 3
6	全庁的なマネジメント	2 4
(1)	施設管理のP D C A	2 4
(2)	県立学校の安全管理	2 5
	むすび	2 6
	監査結果表、監査結果等一覧表	2 8

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成28年度の行政監査は、「県有施設の安全・安心について～施設管理の在り方～」をテーマとした。

2 監査の目的

県民サービスを提供していく上で、安全・安心は、最優先で確保されなければならない。県民共有の財産である県有施設は、県民の社会経済生活の基盤であり、災害時を含めた安全性の確保はもとより、施設利用者の利便性や職員の執務環境を含めた施設機能が十分に発揮されるよう保全管理を行う必要がある。

また、県有施設の老朽化対策は喫緊の課題となっており、適正な保全管理の実施は、今後、アセットマネジメントを行う上でも、更に重要となってくる。

そのため、県有施設の保全管理の適切性や利用者の安全確保対策の取組状況について監査し、保全管理の向上に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 施設の保全管理（大規模改修等を除く）が計画的に実施されているか。
- (2) 保全管理の改善・向上の取組が行われているか。
- (3) 施設の耐震化等利用者の安全対策が図られているか。
- (4) 施設管理者と本庁所管課との連携が図られているか。
- (5) 指定管理施設におけるリスク分担等の管理責任は明確であるか。

2 監査対象施設及び監査対象機関等

(1) 監査対象施設

監査対象施設は、県有施設（平成28年4月1日現在）のうち、不特定多数の県民が利用する施設の中から選定した85施設（知事部局23施設、教育庁3施設及び県立学校59施設）とした。

(2) 監査対象機関等

監査対象機関は、監査対象施設を直接管理する地方機関及び「大分県公共施設等総合管理指針」（平成27年7月策定）に基づき、県有建築物の保全管理に関するマネジメントを一元的に所管する総務部県有財産経営室、教育庁の個別施設計画の進捗管理を所管する教育庁教育財務課を含む本庁所管課等90機関（本庁22機関、地方機関8機関、県立学校59機関、県立学校を除く教育機関1機関）とし、また、指定管理者13団体に対して関係人調査を行った。

監査対象施設及び監査対象機関等は、[表1-1]及び[表1-2]のとおりである。

[表1-1] 監査対象施設及び監査対象機関等

No.	監査対象施設	監査対象機関		関係人調査 実施団体数	
		本庁	本庁		
1	佐伯総合庁舎	総務部	市町村振興課	南部振興局	
2	別府総合庁舎（東部保健所）		県有財産経営室 （一元管理所管課）	別府土木事務所	
-					
3	総合文化センター	振興部	芸術文化振興課	①	
4	別府コンベンションセンター		観光・地域振興課	①	
5	社会福祉介護研修センター	福祉保健部	地域福祉推進室	1	
6	北部保健所		福祉保健企画課	北部保健所	
7	こども・女性相談支援センター		こども・家庭支援課	こども・女性相談支援センター	
8	聴覚障害者センター		障害福祉課	①	
9	長者原オートキャンプ場	環境生活部	自然保護推進室	1	
10	産業科学技術センター	労働部	工業振興課	産業科学技術センター	
11	大分職業訓練センター		雇用労働政策課	大分高等技術専門学校	
12	大分農業文化公園・都市農村交流研修館	農林水産部	地域農業振興課	1	
13	農業大学校		新規就業・経営体支援課	農業大学校	
14	林業研修所		林務管理課	1	
15	青少年の森		森林整備室	(1)	
16	マリンカルチャーセンター		漁業管理課	1	
17	別府港県営3号上屋	土木建築部	港湾課	1	
18	臼杵港県営上屋			臼杵土木事務所	
19	大分スポーツ公園		公園・生活排水課		1
20	大洲総合運動公園				1
21	ハーモニーパーク				1
22	県庁舎（本館・新館・別館）	管会計局	用度管財課		
23	大手町駐車場				
知事 部局計	(23施設)		(19機関)	(8機関)	
24	総合体育館	教育庁	体育保健課	(1)	
25	庄内屋内競技場			1	
26	社会教育総合センター 香々地青少年の家		社会教育課	社会教育総合センター 香々地青少年の家	
-			教育財務課 （一元管理所管課）		
教育庁 計	(3施設)		(3機関)	(1機関)	
小計	26施設		22機関	9機関	
27～ 85	県立学校59校(表1-2)	(体育保健課・学校保健安全法所管課) (教育財務課・一元管理所管課)		59機関	
計	85施設	90機関		13団体	

(注) No.20大洲総合運動公園及びNo.24総合体育館、No.14林業研修所及びNo.15青少年の森は、それぞれ同一の指定管理者である。

関係人調査実施団体数欄の○囲み数字は、職員監査における現地調査対象団体である。

[表1-2] 監査対象施設及び監査対象機関等

No.	監査対象施設・監査対象機関	No.	監査対象施設・監査対象機関	
27	高田高等学校	57	竹田高等学校	
28	国東高等学校	58	玖珠美山高等学校	
29	国東高等学校双国校	59	日田高等学校	
30	杵築高等学校	60	日田三隈高等学校	
31	日出総合高等学校	61	日田林工高等学校	
32	別府鶴見丘高等学校	62	中津南高等学校	
33	別府青山高等学校・別府翔青高等学校	63	中津南高等学校耶馬溪校	
34	別府羽室台高等学校	64	中津北高等学校	○
35	大分上野丘高等学校	65	中津東高等学校	
36	大分舞鶴高等学校	66	宇佐高等学校	
37	大分雄城台高等学校	67	宇佐産業科学高等学校	
38	大分南高等学校	68	安心院高等学校	
39	大分豊府高等学校	○	69 盲学校	
40	大分工業高等学校	70	聾学校	○
41	大分商業高等学校	71	日出支援学校	
42	芸術緑丘高等学校	72	宇佐支援学校	
43	大分西高等学校	73	中津支援学校	
44	爽風館高等学校	74	由布支援学校	
45	大分鶴崎高等学校	75	別府支援学校	
46	鶴崎工業高等学校	○	76 別府支援学校鶴見校	
47	情報科学高等学校	77	別府支援学校石垣原校	
48	大分東高等学校	78	南石垣支援学校	○
49	由布高等学校	79	新生支援学校	○
50	臼杵高等学校	○	80 大分支援学校	
51	津久見高等学校	81	臼杵支援学校	
52	津久見高等学校海洋科学校	82	佐伯支援学校	
53	佐伯鶴城高等学校	83	竹田支援学校	
54	佐伯豊南高等学校	84	日田支援学校	
55	三重総合高等学校	85	大分豊府中学校	○
56	三重総合高等学校久住校			

(注)表中○がある学校は、職員監査における実地監査対象機関である。

No.33別府青山高等学校及び別府翔青高等学校は2校を1機関とした。

3 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

監査は、平成28年9月から同年12月までの間に実施した。

(2) 実施方法

ア 知事部局及び教育庁

監査対象機関に監査調書及び資料の提出を求め、31所属に対し当該調書等

を基に監査事務局職員による実地監査を実施した。なお、指定管理施設に係る実地監査は、施設所管課に対して実施し、また、関係人調査として、各施設の指定管理者に対して調査票の提出を求め、そのうち3団体を選定し、監査事務局職員による現地調査を行った。

職員監査の結果を踏まえ、必要と認めた監査対象機関に対して委員監査を実施した。

イ 県立学校

監査対象機関に監査調書及び資料の提出を求め、8校を選定し監査事務局職員による実地監査を実施し、残り51校については書面監査を実施した。

第3 監査の結果及び意見

1 計画的な保安全管理

(1) 安全点検計画の作成及び点検の実施

施設の機能や性能を良好な状態に保ち、安全性を確保するに当たり、効率的で確実に機能の保全を行うためには、施設の点検や保守等の業務を計画的に実施する必要がある。安全点検計画の作成状況は〔表2〕、安全点検の実施状況は〔表3〕のとおりであった。

ア 知事部局及び教育庁

知事部局及び教育庁に係る安全点検については、各種法令等の規定に基づき行われる点検を「法定点検」、それ以外に自主的に行われる点検を「日常点検」と定義した。

知事部局及び教育庁の監査対象施設26施設のうち23施設（88.5%）において、安全点検の年間計画や月間計画が作成されていた。また、全ての施設で法定点検と日常点検の両方の点検が実施されており、法定点検については法令等の規定に基づき適切に実施されていたが、日常点検については、点検周期や点検方法等の全庁的な統一の基準がないため、各施設管理者が個々に取り組んでいる状況であった。

[安全点検の計画と実施状況が分かりやすく整理されていた事例]

社会福祉介護研修センター（地域福祉推進室所管）や総合体育館（体育保健課所管）では、計画と実績が一つの一覧表により整理され、実施状況の管理が容易に確認できるよう、指定管理者において工夫されていた。

イ 県立学校

県立学校に係る安全点検については、各種法令等の規定に基づき行われる点検を「法定点検」、また、法定点検のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部科学省令第18号）第28条第1項に規定する每学期1回以上の点検を「定期点検」、同規則第29条に規定する毎授業日ごとに行われる点検及び法定点検以外に自主的に行われる点検を「日常点検」と定義した。このほか、『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省作成資料）では、毎月1回の定期的な点検の実施が推奨されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条では、児童生徒の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検や児童生徒に対する安全に関する指導等の事項について、『学校安全計画』を作成し実施することとされているが、本計画は全ての学校において作成されていた。

ただし、安全点検の実施については、定期点検が1校で実施されていなかった。

このため、この学校の管理者は、定期点検を実施する必要がある。

【該当機関：1機関】

日田三隈高等学校

[表2] 安全点検計画の作成状況

	施設数	作成あり	(複数回答)				作成なし
			年間計画 施設全体	年間計画 設備ごと	月間計画	週間計画	
本 庁	2	2	1	1	1	0	0
地方機関・教育機関	9	9	0	8	1	1	0
指定管理施設	15	12	10	3	4	0	3
小 計	26	23	11	12	6	1	3
県立学校	59	59	59	—	—	—	0
合 計	85	82	70	12	6	1	3

[表3] 安全点検の実施状況

	施設数	法定点検の実施		日常点検の頻度 (複数回答)					日常点検の点検方法		
		あり	県立学校 定期点検	毎日	毎週	隔週	毎月	隔月	目視・打診・ 触診を併用	目視 のみ	その他
本 庁	2	2	—	2	1	0	1	1	2	0	0
地方機関 教育機関	9	9	—	5	3	0	3	4	5	4	0
指定管理施設	15	15	—	11	6	1	9	5	11	4	0
県立学校	59	59	58	59	19	11	31	22	20	39	1
計	85	85	58	77	29	12	44	32	38	47	1

(注) 日常点検の頻度は、内装や外装等の点検部位ごとに該当する欄に計上している。

県立学校の日常点検の頻度中、『毎日』の項目は、学校保健安全法施行規則第29条の規定する点検である。

県立学校の点検方法は、1校が複数回答となっている。

※毎日点検を行う部位の主なもの

外構、内装、外装、建具、照明器具・非常用照明等、給排水設備、空調・換気設備

(2) 利用者の視点に立った日常点検等の実施に係る評価

日常点検を実施するに当たり重要となる次の4つの項目について、実地監査を行った34施設の施設管理者に対する評価を実施した。

[評価項目]

①点検を行う者は管理対象施設・設備について把握しているか。

②利用者の視点に立った点検を実施しているか。

(例) 利用者が通る順路に沿って点検を実施しているか。

③危険を想定した点検を実施しているか。

(例) 階段に設置している手すりの空間から、転落する危険性はないか。

④利用者からの意見等を収集し点検を実施しているか。

(例) 施設利用者からの意見や要望を踏まえた点検を実施しているか。

[評価の方法]

県の機関については、「できている」、「できていない」の2段階の評価とし、①の項目は監査事務局職員による評価、②～④の項目は職員監査時の説明者による自己評価とした。

また、指定管理者については、4項目全てを5段階による自己評価とした。

ア 本庁、地方機関・教育機関、県立学校

[表4-1] 及び [表4-2] のとおり、①～④のいずれの項目も、約8～9割の施設管理者について、「できている」との評価であったが、①については、1機関を次の理由により「できていない」と評価した。

臼杵県営上屋は、フェリーの旅客上屋として活用されており、大分県港湾施設管理条例（昭和51年大分県条例第19号）第3条の規定に基づき、民間事業者に対して、その一部の使用許可を行っている。使用の申請は、大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年大分県規則第32号）所定の申請書を提出することによりしなければならないが、使用許可範囲が確認できる図面などが添付されておらず、職員が使用許可範囲について把握できていない状況であった。

このため、この施設の管理者は、使用許可状況を正確に把握する必要がある。

【該当機関：1機関】

臼杵土木事務所（臼杵県営上屋）

[表4-1] 日常点検等の実施に係る評価①、②

	施設数	①点検を行う者は管理対象施設設備について把握しているか		②利用者の視点に立った点検を実施しているか	
		できている	できていない	できている	できていない
本庁	2	2	0	2	0
地方機関・教育機関	9	8	1	7	2
県立学校	8	8	0	8	0
計	19	18	1	17	2

[表4-2] 日常点検等の実施に係る評価③、④

	施設数	③危険を想定した点検を実施しているか		④利用者からの意見等を収集し点検を実施しているか	
		できている	できていない	できている	できていない
本庁	2	0	2	2	0
地方機関・教育機関	9	7	2	5	4
県立学校	8	8	0	8	0
計	19	15	4	15	4

イ 指定管理施設

[表5-1] 及び [表5-2] のとおり、①～④のいずれの項目も、約9割の施設管理者について、「十分できている」又は「できている」との評価であった。

[表5-1] 日常点検等の実施に係る評価①、②

	施設数	①点検を行う者は管理対象施設・設備について把握しているか					②利用者の視点に立った点検を実施しているか				
		できている	十分できている	普通	できていない	あまりできていない	できている	十分できている	普通	できていない	あまりできていない
指定管理施設	15	11	3	1	0	0	11	3	1	0	0

[表5-2] 日常点検等の実施に係る評価③、④

	施設数	③危険を想定した点検を実施しているか					④利用者からの意見等を収集し点検を実施しているか				
		できている	十分できている	普通	できていない	あまりできていない	できている	十分できている	普通	できていない	あまりできていない
指定管理施設	15	11	3	0	1	0	11	3	1	0	0

なお、指定管理者にあつては、利用者の安全を確保するために、様々な工夫や取組を行っていた。

[指定管理施設における利用者の安全確保の取組の事例]

(ア) 点検担当者だけでなく、他のスタッフや全職員が、出退勤や施設内の移動の際に施設の状況に気を配るよう取り組んでいる。また、不具合に迅速に対応するため、不具合を発見した際の報告の手順を整理し、職員への周知を図っている。

総合文化センター（芸術文化振興課所管）、長者原オートキャンプ場（自然保護推進室所管）、別府港県営3号上屋（港湾課所管）、青少年の森（森林整備室所管）

(イ) 習慣化による見落としの防止や新たな視点による点検を実施するため、輪番制による巡回を実施している。

ハーモニーパーク（公園・生活排水課所管）、総合体育館（体育保健課所管）

(ウ) 点検の実施に当たり、施設や遊具を職員が実際に利用して安全性、快適性を確認している。

大分農業文化公園・都市農村交流研修館（地域農業振興課所管）

(エ) 毎年度当初に、全職員を対象とした危機管理研修を実施するとともに、各部署の管理責任者を定め、指揮・命令や情報の管理伝達の方法等の施設管理体制を明確にしている。

社会福祉介護研修センター（地域福祉推進室所管）

(3) 日常点検の実施基準

日常点検の実施により施設や設備の不具合を早期に発見することは、施設利用者の安全を確保するだけでなく、施設の長寿命化を図る上でも重要であり、日常点検を確実に実施するためには、一定の実施基準を策定することが効果的である。

ア 日常点検マニュアル等の作成

施設の保全管理を組織的に行うためには、職員が共通認識を持つことが求められることから、日常点検の目的や点検箇所、周期、点検者、注意事項等の実施方法を記載した日常点検マニュアルや手引き等（以下「日常点検マニュアル等」という。）を作成し、活用することが重要である。

日常点検マニュアル等の作成状況は、[表6]のとおりとなっており、監査対象全85施設のうち30施設（35.3%）においては、施設管理者等が個々にマニュアル等を作成していたが、55施設（64.7%）では、「点検が簡易である」、「作成する時間的な余裕がない」等の理由により、作成されていなかった。

このうち、指定管理施設では、8割の施設でマニュアルが作成され、更に施設利用者の安全の確保に取り組むため、全職員が施設の保全管理に係る共通認識を持つことができるよう、年度当初に全職員を対象とした日常点検マニュアル等の研修会を実施している事例も見受けられた。

他方、知事部局及び教育庁では、日常点検の実施方法について全庁的な統一の基準は示されておらず、地方機関の施設管理者からは、施設の老朽化が進む中、点検箇所や点検周期について、どの箇所をどの程度点検すべきか等の技術的判断が難しい、との意見も聞かれたほか、日常点検の点検周期や点検方法等の実施状況は、[表3]で示したとおり、同種の施設においても施設ごとにはばらつきが見受けられた。

このため、日常点検の実施を所掌する機関は、日常点検の実施に係る全庁的な統一の基準の策定について、検討する必要がある。

【該当機関：2機関】

県有財産経営室（知事部局）、教育財務課（教育庁）

また、県立学校については、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』において、計画的な点検のためには実施要領の整備が不可欠であると記載されている。

このため、県立学校の安全管理を所掌する機関は、実施要領の整備について、適切な指導を行う必要がある。

【該当機関：2機関】

体育保健課、教育財務課

[表6] 日常点検マニュアル等の作成状況

	施設数	作成あり	作成あり			作成なし
			施設管理者が作成	本庁所管課等が作成	他のマニュアルに準拠	
本 庁	2	1	0	0	1	1
地方機関・教育機関	9	3	1	1	1	6
指定管理施設	15	12	11	1	0	3
県立学校	59	14	11	0	3	45
計	85	30	23	2	5	55

イ チェックリストを使用した日常点検の実施

日常点検を系統的、効率的に実施し、施設の保全管理の記録を行う上で、チェックリストの使用は効果的であるが、日常点検におけるチェックリスト使用の状況は、[表7] のとおりとなっており、監査対象全85施設のうち51施設（60.0%）においてチェックリストが使用されていたが、34施設（40.0%）では使用されていなかった。

知事部局においては、県有財産経営室が日常点検のための「自主点検チェックリスト」を全庁に示しているが、地方機関の2施設では、「点検が簡易である」、「作成する時間的な余裕がない」等の理由により、チェックリストを使用した点検がなされていなかった。

教育庁においては、教育財務課・体育保健課ともチェックリストの全庁的な例示を行っていないが、県立学校については『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』で、社会教育総合センター香々地青少年の家については「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」（文部科学省作成資料）で、安全点検に係るチェックリストが例示されている。

しかし、県立学校では、59施設のうち28施設（47.5%）において、「点検が簡易である」、「作成する時間的な余裕がない」等の理由により、チェックリストの作成・使用がなされていなかった。

県有建築物は、施設ごとに設置目的や施設・設備の状況が異なることから、チェックリストを作成・使用していない機関については、これらに応じたチェックリストを施設ごとに作成することが望ましい。

一方で、施設管理者からは点検箇所や周期等の技術的判断が難しい、専門的な助言や指導を行ってほしい、との意見がある。

このため、日常点検の実施を所掌する機関は、チェックリストの作成についての指導又は助言、チェックリストの例示、チェックリストを使用した点検の実施に係る指導について検討する必要がある。

【該当機関：3機関】

- ・知事部局 県有財産経営室
- ・教育庁 体育保健課（県立学校）、教育財務課

[表7] 日常点検におけるチェックリストの作成・使用状況

	施設数	チェックリストあり	チェックリストなし			
			施設管理者・県所管課作成	県有財産経営室様式を使用	教育財務課様式を活用	
本庁	2	1	1	0	—	1
地方機関・教育機関	9	7	3	4	—	2
指定管理施設	15	12	12	0	—	3
県立学校	59	31	28	—	3	28
計	85	51	44	4	3	34

2 保安全管理の改善・向上の取組

(1) 施設の不具合や破損等への対応

法定点検や日常点検の実施により不具合や破損等が確認された場合、施設利用者の安全確保及び施設の機能維持のため、施設管理者は不具合等の修繕や改修、危険箇所の利用制限等、適切な対応をしなければならない。

平成27年度に実施した法定点検における不具合等への対応状況は、[表8]のとおりとなっている。確認対象外とした1施設を除く84施設のうち69施設(82.1%)において不具合等が確認されており、そのうち50施設(72.5%)では、全て修繕対応済みであった。

平成27年度に実施した日常点検における不具合等への対応状況は、[表9]のとおりとなっている。確認対象外とした1施設を除く84施設のうち78施設(92.9%)において不具合等が確認されており、そのうち51施設(65.4%)では、全て修繕対応済みであった。

法定点検及び日常点検で不具合等が確認された約3割の施設では、年度内の修繕や改修等の対応ができていない状況であるが、これらは修繕費用が多額となるため予算措置が必要である、緊急性が低い、年度末の点検で発覚したなどの理由から、平成28年度以降に対応予定となっているものであった。

[表 8] 平成27年度法定点検結果の不具合等の有無及び対応状況

	施設数	不具合あり	不具合等への対応状況				不具合なし
			全て修繕対応済み	応急措置のみあり	一部未対応	全て未対応	
本 庁	2	2	2	0	0	0	0
地方機関・教育機関	9	9	7	2	0	0	0
指定管理施設	14※1	8	5	1	2	0	6
県立学校	59	50	36	3	11	0	9
計	84	69	50	6	13	0	15

(※1) 指定管理施設の別府コンベンションセンター（観光・地域振興課所管）については、施設所管課が点検結果の報告を求めているため確認対象外とした。なお、同施設では、指定管理者が不具合等に適切に対応していることを、現地調査で確認した。（[表 9] においても同様）

[表 9] 平成27年度日常点検結果の不具合等の有無及び対応状況

	施設数	不具合あり	不具合等への対応状況				不具合なし
			全て修繕対応済み	応急措置のみあり	一部未対応	全て未対応	
本 庁	2	2	1	1	0	0	0
地方機関・教育機関	9	8	3	3	2	0	1
指定管理施設	14※1	12	8	2	2	0	2
県立学校	59	56	39	6	10	1	3
計	84	78	51	12	14	1	6

(2) 日常点検マニュアル等及びチェックリストの内容点検

作成された日常点検マニュアル等やチェックリストについては、形骸化やマンネリ化を防ぎ、また、施設の老朽化等の状況変化に対応するため、毎年定期的な内容点検を実施し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。

ア 日常点検マニュアル等の内容点検の実施

日常点検マニュアル等の内容点検の実施状況は、[表10] のとおりとなっている。施設管理者又は本庁所管課等がマニュアルを作成している施設が合わせて25施設あるが、そのうち6施設（24.0%）では、毎年定期的な点検が実施されていなかった。

このため、これら施設の管理者又は本庁所管課は、内容点検を適切に実施するよう留意されたい。

[表10] 日常点検マニュアル等の内容点検の実施状況

	施設数	日常点検 マニュアル がある施設	施設管理者・本 庁所管課等がマ ニュアルを作成	内容点検の実施状況		他のマニュアル に準拠
				毎年定期的 に実施	実施なし	
本 庁	2	1	0	—	—	1
地方機関・教育機関	9	3	2	1	1	1
指定管理施設	15	12	12	12	0	0
県立学校	59	14	11	6	5	3
計	85	30	25	19	6	5

イ チェックリストの内容点検の実施

チェックリストの内容点検の実施状況は、[表11] のとおりとなっている。施設管理者又は本庁所管課等がチェックリストを作成している施設は44施設あるが、そのうち20施設（45.5%）では、毎年定期的な点検が実施されていなかった。このうち、国等の基準により作成されているものや、直近の平成27～28年度に作成しているもの6施設を除く14施設については、毎年定期的に内容点検を実施することにより、更なる施設の保全管理の改善・向上が期待できる。

このため、これらの施設の管理者は、内容点検を適切に実施するよう留意されたい。

[表11] チェックリストの内容点検の実施状況

	施設数	チェッ クリ スト があ る 施 設	施設管理者・県 所管課がチェッ クリ スト を 作 成	内容点検の実施状況		県有財産経営室 ・教育財務課作成 様式を使用、活用
				毎年定期的 に実施	実施なし	
本 庁	2	1	1	0	1	0
地方機関・教育機関	9	7	3	0	3	4
指定管理施設	15	12	12	11	1	0
県立学校	59	31	28	13	15	3
計	85	51	44	24	20	7

(3) 安全点検に関する職員研修及び指導・相談体制

施設の保全管理を行う上で、職員の保全管理及び安全に対する意識の向上を図ることは重要であり、安全点検に関する研修や説明会等の実施は、職員が施設の保全管理に係る共通認識を持つ機会として有効なものである。

ア 一元管理所管課

(7) 知事部局

知事部局及び指定管理施設等については、県有財産経営室が、平成27年度から毎年度当初に、県有建築物の計画的な保全推進を目的とした研修会を実施している。研修会の対象機関は、知事部局の全施設、教育庁及び県

警の一部施設を管理している82機関（指定管理者を含む。）となっているが、平成28年度の研修会において出席したのは、26機関（31.7%）であった。

また、研修会終了後、出席者へのアンケートを実施し、研修内容の見直しは図られているが、出席が低調であった原因について把握できていなかった。

このため、同室は効果的な研修会を実施するため、出席促進や欠席した機関へのフォローアップなどの対策を講じる必要がある。

【該当機関：1機関】

県有財産経営室

(イ) 教育庁

県立学校については、従前から体育保健課が児童生徒等の安全確保等を目的とした研修会を毎年度2回、また、教育財務課が学校施設の日常的な保安全管理を目的とした研修会等を、平成27年度から毎年度2回（平成26年度以前は1回）実施している。平成28年度の各研修会等への出席状況は、約6～9割であった。

他方、青少年の家や県立図書館等の教育機関を対象とした研修会等は実施しておらず、施設の保安全管理に係る統一的な指導が行われていない状況が見受けられた。

教育庁所管の県有建築物については、教育財務課が施設管理者への施設の点検方法や修繕工事に係る技術的な助言及び施設情報の一元管理を行うこととなっている。

このため、同課は県有建築物の計画的な保全を推進するために、施設の適切な保安全管理に関する統一的な指導や相談体制の整備について、検討する必要がある。

【該当機関：1機関】

教育財務課

イ 各施設管理者

施設管理所属・指定管理者等の所属内部における安全点検に関する研修の実施状況は〔表12〕のとおりである。監査対象全85施設のうち27施設（31.8%）において研修が実施され、そのうち26施設（96.3%）では毎年定期的に実施されていた。

指定管理施設や県立学校等の多くの県民が利用する施設においては、利用者の安全確保のために、研修会等の実施により職員の安全意識の向上に積極的に取り組むことが望まれる。

[表12] 施設管理所属・指定管理者等、所属内部の研修の実施状況

	施設数	安全点検に関する研修 実施あり	
			毎年定期的に実施
本 庁	2	0	0
地方機関・教育機関	9	1	1
指定管理施設	15	9	8
県立学校	59	17	17
計	85	27	26

3 施設の耐震化等利用者の安全対策

(1) 施設の耐震化及び吊り天井等落下防止対策

地震発生時に施設利用者の安全を確保し、また、防災拠点や災害避難所等としての機能を維持するためには、施設のハード面の安全対策が重要となる。

ア 施設の耐震化工事の進捗状況

知事部局及び教育庁の耐震化工事が必要な施設の耐震化工事の進捗状況については、[表13] のとおりとなっており、知事部局及び教育庁とも対象となる全ての施設の耐震化工事が完了していた。

[表13] 施設の耐震化工事の進捗状況

		対象施設数	対象棟数	工事完了棟数	工事完了年月
知事部局		23	41	41	平成27年5月
教育庁	教育機関	7	15	15	平成23年3月
	県立学校	59	472	472	平成24年3月

(注) 対象となる建物は、昭和56年以前の耐震基準により建築されたものである。

イ 吊り天井等落下防止対策工事の進捗状況

吊り天井等落下防止対策について、平成27年度末の進捗状況は [表14] のとおりであった。なお、教育庁の教育機関は、平成27年度から工事に着手しているが、当該年度中に工事が完了したものがないたため、進捗率が0%となっている。

また、市町の指定避難所又は福祉避難所に指定されている県立学校22校については、全ての施設において、対策工事が完了していた。

[表14] 吊り天井等落下防止対策工事の進捗状況

	計画策定 年度	対象施設数	対象棟数	平成27年度末		進捗率 (棟数)	完成予定 年月	
				工事完了 施設数	工事完了 棟数			
知事部局	平成26年度	9	10	2	2	20.0%	平成33年3月	
教育庁	教育機関	平成26年度	3	4	0	0	0.0%	平成31年3月
	県立学校	平成25年度	30	39	29	38	97.4%	平成29年3月

(2) 転倒・移動・落下防止対策及び落下物防止対策

地震や火災等の災害発生時に、施設利用者や職員の安全を確保するためには、施設の耐震化や吊り天井等落下防止対策のハード面の対策に加え、オフィス家具類、テレビ、パソコン等家電製品などの転倒・移動・落下防止対策や、「戸棚等の上に重量物を置かない」、「床に高く積み上げない」等の落下物防止対策が適切に講じられる必要がある。これらの対策の取組状況は、[表15-1]及び[表15-2]のとおりであった。

ア 転倒・移動・落下防止対策の取組

監査対象全85施設のうち24施設（28.2%）において、一部未対策であったが、未対策の物品は、主に一般の利用者が立ち入る可能性がほとんどない事務室や倉庫等に設置されているキャビネットやロッカー等であった。

転倒・移動・落下防止対策は、災害発生時の施設利用者や職員の負傷防止、避難経路の確保等のため、適切に実施されなければならないが、1施設においては、予算の都合により対応が遅延し、多数の物品が未対策となっている状況であった。

このため、この施設の管理者は本庁所管課と連携し、早急に対策を講じる必要がある。

【該当機関：1機関】

産業科学技術センター

また、その他の一部未対策である23施設の管理者は、対策の必要性を判断し、適切に対応する必要がある。

なお、監査後、対策が講じられた施設が7施設、確認できた。（別府青山高等学校・別府翔青高等学校、鶴崎工業高等学校、豊学校、南石垣支援学校、新生支援学校、日出支援学校、由布支援学校）

【該当機関：16機関】

南部振興局（佐伯総合庁舎）、北部保健所、大分高等技術専門校（大分職業訓練センター）、香々地青少年の家、芸術文化振興課（総合文化センター）、観光・地域振興課（別府コンベンションセンター）、地域農業振興課（大分農業文化公園・都市農村交流研修館）、林務管理課（林業研修所）、森林整備室（青少年の森）、体育保健課（庄内屋内競技場）、別府鶴見丘高等学校、佐伯豊南高等学校、日田三隈高等学校、中津東高等学校、安心院高等学校、大分支援学校

[表15-1] 物品の転倒・移動・落下防止対策

	施設数	転倒・移動・落下防止対策			
		全て対策済み	一部未対策	全て未対策	対象物品なし
本 庁	2	2	0	0	0
地方機関・教育機関	9	3	5	0	1
指定管理施設	15	7	6	0	2
県立学校	59	46	13	0	0
計	85	58	24	0	3

イ 落下物防止対策の取組

監査対象全85施設のうち76施設（89.4%）は対策済みであったが、9施設は未対策であった。これらの施設では、一般の利用者が立ち入る可能性の少ない事務室や職員室などに設置している戸棚等の上に、本や書類等の重量物が置かれていたり、書類等が床に高く積み上げられている状況であり、未対策の理由は「保管場所が不足している」、「職員の意識が希薄である」等であった。

職員は、地震や火災等の災害発生時には、施設利用者の避難誘導や関係機関への連絡等、様々な対応を行わなければならない。

このため、当該施設の管理者は、職員に対する適切な指導や書類等の保管場所の確保等対策を徹底する必要がある。なお、保管場所の確保に当たっては、部屋の出入り口付近や避難経路の妨げとなる場所を避けるよう留意する必要がある。

[表15-2] 落下物防止対策の取組状況

	施設数	落下物防止対策			
		対策済み	戸棚等の上 に重量物	足元に高く 積み上げ	いずれも 未対策
本 庁	2	2	0	0	0
地方機関・教育機関	9	8	1	0	0
指定管理施設	15	13	2	0	0
県立学校	59	53	3	1	2
計	85	76	6	1	2

(3) 事故・災害等発生時の対応マニュアルの作成及び内容点検

施設内で事故や火災等災害が発生した場合に、被害の拡大防止を図るためには、負傷者の応急措置や避難誘導のほか、関係機関への連絡、責任者の明確化、担当者の役割分担等について整理し、職員へ周知することが重要である。

[表16] のとおり、事故・災害等発生時の対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）は、監査対象全85施設のうち82施設（96.5%）において作成されており、未作成の3施設においても連絡体制や責任者の整理・周知はなされていた。

対応マニュアルの定期的な内容点検については、対応マニュアルを作成している82施設のうち70施設（85.4%）において、毎年定期的実施されていた。このうち県立学校では、学校防災アドバイザーや消防署、市町村の防災担当課からの助言により見直しを行ったり、平成28年4月に発生した熊本地震への対応を踏まえて見直しを行う等、積極的に改善を行っている事例が見受けられた。

また、支援学校では、ヒヤリ・ハットの報告書様式を作成し、報告された内容について所属内で情報共有を行い、職員の安全意識の向上を図っている事例も見受けられた。

このような優良事例については、関係機関で情報共有を行い、更なる職員の意識改革や施設利用者の安全確保の向上に活用する等、積極的に取り組むことが望まれる。

[表16] 対応マニュアルの作成及び内容点検の実施の状況

	施設数	対応マニュアルあり	内容点検の実施状況			対応マニュアルなし
			定期的実施	実施なし	本庁所管課作成	
本 庁	2	2	0	2	0	0
地方機関・教育機関	9	6	2	3	1	3
指定管理施設	15	15	13	2	0	0
県立学校	59	59	55	4	0	0
計	85	82	70	11	1	3

(4) 危機管理に関する職員研修

施設内における事故や火災等災害の発生に際し、被害の発生防止や最小限化を図るためには、平常時から職員一人ひとりが危機管理意識を持つことが重要である。危機管理に関する職員研修は [表17] のとおり監査対象全85施設のうち70施設（82.4%）において実施されており、そのうち63施設（90.0%）で毎年定期的実施されていた。研修内容の主なものは、災害危機管理研修、健康（感染症）危機管理研修、救命講習（AED講習、心肺蘇生法講習等）であった。

[表17] 危機管理に関する職員研修の実施状況

	施設数	危機管理に関する研修 実施あり	
		定期的な実施	
本 庁	2	1	1
地方機関・教育機関	9	4	4
指定管理施設	15	13	12
県立学校	59	52	46
計	85	70	63

なお、施設管理者が積極的に研修会等を実施したり、他機関への研修に参加し知識を習得するなど、職員の安全意識の向上に取り組んでいる事例が見受けられた。施設管理者は、これらの優良事例も参考にしながら研修を実施し、職員の危機管理意識の向上に努めることが望まれる。

[職員の安全意識の向上を図るための研修等の取組事例]

- (ア) 施設の特特殊性に応じた設備・機器取扱い研修
総合体育館、大分職業訓練センター
- (イ) 災害に備えるための人材育成研修・被災者支援拠点運営訓練・災害時エリアマネージャー研修（他機関への研修に参加）
聴覚障害者センター
- (ウ) テロ対策訓練
別府港県営3号上屋
- (エ) 全職員が普通救命講習を受講
別府コンベンションセンター、大分農業文化公園・都市農村交流研修館
- (オ) 全職員が『CPR&AED講習会』プロバイダーコースを受講
総合体育館（うち2名は認定員の資格を所有）

(5) 県立学校における毒劇物の定期点検

毒劇物の不適切な管理は、重大事故につながる危険性が高いことから、教育庁では、管理・責任体制の整備や適正な保管・管理等について通知を行っている。これによると県立学校では、毒劇物について每学期1回以上の定期的な点検を行うこととされているが、実施していない学校が1校見受けられた。

このため、この学校の管理者は、定期点検を実施する必要がある。

【該当機関：1機関】

爽風館高等学校

(6) AEDの設置及び点検

AED（自動体外式除細動器）については、設置後、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するために、日常点検を実施することが重要となる。

[表18] のとおり、AEDは監査対象全85施設のうち82施設（96.5%）で設置されており、設置している全ての施設において、点検が実施されていた。

また、AEDの点検・管理の状況について現地確認を行った19施設のうち12施設（63.2%）では、インジケータの表示や外観の損傷の有無等の確認が記載できる点検表を使用した点検が実施されており、19施設全ての施設でバッテリーや電極パッドの使用期限が適切に管理されていた。

なお、県備品のAEDが設置されている指定管理施設10施設のうち7施設（70.0%）では、施設所管課においてもバッテリーや電極パッドの使用期限について把握されていた。

[表18] AEDの設置状況及び点検の実施状況

	施設数	AEDの設置		点検 実施 あり	点検・管理の状況			施設所管課での 使用期限の把握 ()内は県備品施設数
		あり	なし		現地確認 施設数	点検表の 作成あり	バッテリー・電極 パッド使用期限内	
本 庁	2	1	1	1	1	1	1	—
地方機関・教育機関	9	7	2	7	7	2	7	—
指定管理施設	15	15	0	15	3	1	3	7(10)
県立学校	59	59	0	59	8	8	8	—
計	85	82	3	82	19	12	19	7(10)

4 施設管理者と本庁所管課等の連携

(1) 安全点検結果の本庁所管課等への報告

安全点検の結果について施設管理者と本庁所管課や関係課が情報共有を行うことは、施設の中長期的な計画の策定や不具合等に対する適切な措置を講じるために重要である。

ア 地方機関・教育機関及び県立学校

安全点検の結果、不具合や破損等が確認され、それらの修繕に係る技術的な相談や予算措置が必要な場合は、状況に応じて本庁関係課へ報告、連絡が行われていた。なお、報告された資料は、本庁所管課で予算資料や修繕計画の作成に活用されていた。

イ 指定管理施設

指定管理者は毎月（庄内屋内競技場では6月ごと）、業務報告書を県に提出することとなっており、「指定管理者制度運用ガイドライン」（平成23年7月策定、大分県総務部行政企画課。以下、本章において「ガイドライン」という。）では、施設設備の維持管理状況（安全点検、修繕状況）については、原則、業務報告書に記載する業務内容として示されている。

安全点検の結果については、監査対象の指定管理施設全15施設のうち14施設（93.3%）において指定管理者から県に報告が行われており、報告を受けた施設所管課では、適宜、不具合等への対応の指示や指示後の修繕状況の確認が行われていたが、1施設が県へ報告させていなかった。

このため、この施設の所管課は、ガイドラインに沿った取扱いを行う必要がある。

【該当機関：1機関】

観光・地域振興課（別府コンベンションセンター）

(2) 施設管理者と本庁所管課等との連携強化

施設の保全管理を円滑に行うためには、施設管理者と本庁所管課等が報告・相談や予算措置、職員研修、保全管理に関する情報を共有し、十分に連携を図る必要がある。

施設管理者及び本庁所管課等に対して、連携を行いたい又は強化したい事項について確認を行ったところ、[表19] 及び [表20] のとおりであった。

施設管理者の半数以上が、「不具合等の技術的相談」、「施設の保全管理に係る研修」、「日常点検の計画策定等」について、本庁所管課等と連携、強化したいという結果であった。

また、本庁所管課等では、「事故事例、優良事例の共有」、「不具合等の技術的相談」について、施設管理者と連携、強化したいという結果であった。

[施設管理者の具体的な意見]

- ・ 日常点検マニュアルやチェックリストの例示
- ・ 施設の老朽化による修繕箇所の増加や突発的な不具合に対する迅速な対応等についての相談体制の強化
- ・ 地区ごとの実地研修の開催
- ・ 県有施設を含めた事故事例、優良事例の共有
- ・ 修繕等の保全管理に係る予算措置

[本庁所管課等の具体的な意見]

- ・ 分かりやすい日常点検表の例示、点検結果の情報共有や情報整理
- ・ 日常点検実施の徹底
- ・ 県有施設を含めた事故事例、優良事例の共有
- ・ e-office等を活用した情報提供
- ・ 相談しやすい体制の整備

[表19] 施設管理者が本庁所管課等と連携、強化したい事項

	施設数(本庁 2施設除く)	日常点検の 計画策定等	不具合等の 技術的な相談	施設の保全管 理に係る研修	事故事例・優 良事例の共有	その他	特になし
地方機関・教育機関	9	2	6	5	4	4	0
指定管理者	15	3	7	6	9	0	2
県立学校	59	38	52	39	25	1	1
計	83	43	65	50	38	5	3

[表20] 本庁所管課等が関係機関と連携、強化したい事項

	所属数(指定 管理は施設数)	日常点検の 計画策定等	不具合等の 技術的な相談	施設の保全管 理に係る研修	事故事例・優 良事例の共有	その他	特になし
知事部局一元管理所管課	1	0	1	1	0	0	0
地方機関等所管課	8	3	4	3	5	0	0
指定管理施設所管課	15	5	8	1	8	0	1
教育庁一元管理所管課 学校保健安全法所管課	2	2	1	2	2	0	0
計	26	10	14	7	15	0	1

5 指定管理施設における管理責任の明確化

ガイドラインによれば、指定管理施設所管課は、ガイドラインに基づき制度の運用を行うこととし、施設の管理運営が指定管理者に任せきりとなることのないようモニタリング及び評価を確実に実施することにより、各施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、県民サービスの向上に努めていく必要があるとしている。

また、ガイドラインでは、「管理業務」、「施設、設備、備品等の維持管理業務」、「災害対応」、「施設に対する各種保険の加入」等、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針や、管理物件の修繕に係る責任分担についての考え方が示されている。

(1) リスク分担等の規定の整備

全ての施設において、ガイドライン中の基本協定書例に示す「損害賠償」、「保険加入」、「不可抗力」、「リスク分担表」の規定が、協定書に明記されていた。

この中で、指定管理者は保険加入の契約締結や契約更新等の後、速やかに契約書の写しを県に提出することが義務づけられているところ、提出させていない施設が1施設見受けられたが、監査後、契約書の写しが整理されたことが確認できた（公園・生活排水課所管（大分スポーツ公園））。

(2) モニタリングの実施

ガイドラインでは、モニタリングについて、施設所管課は書面調査のほか、施設の適正な管理業務を期するため、少なくとも年2回以上は実地で調査を行うものとされ、また、そのうち1回以上は、土木建築部職員等の同行による危険箇所等の調査を実施することとされている。さらに、実地調査を行う項目についても列挙されている。

なお、指定管理施設ではガイドラインに基づく施設設備の維持管理状況の調査以外に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく定期点検や保全調査が土木建築部の建築技術職員により実施されている。

ア 実地調査

平成27年度における実地調査の実施状況は、[表21]のとおりとなっており、監査対象の指定管理施設全15施設のうち6施設（40.0%）において、ガイドラインに沿った年2回以上のモニタリングが実施されていなかった。

このため、これらの施設の所管課は、ガイドラインに沿ったモニタリングを実施する必要がある。

【該当機関：4機関】

芸術文化振興課（総合文化センター）、地域福祉推進室（社会福祉介護研修センター）、公園・生活排水課（大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園）、体育保健課（総合体育館）

イ 土木建築部職員等の同行による調査

土木建築部職員等の同行による調査は、主として建築物の破損、腐食、劣化等危険箇所を確認し、また、業務報告書で報告された修繕箇所を土木建築部職員等と確認するものである。平成27年度の調査の実施状況は、[表21]のとおりとなっており、監査対象の指定管理施設全15施設のうち6施設(40.0%)において、ガイドラインに沿った同行調査が実施されていなかった。

このため、これらの施設の所管課は、ガイドラインに沿った同行調査を実施する必要がある。

【該当機関：5機関】

芸術文化振興課（総合文化センター）、地域福祉推進室（社会福祉介護研修センター）、自然保護推進室（長者原オートキャンプ場）、公園・生活排水課（ハーモニーパーク、大分スポーツ公園）、体育保健課（総合体育館）

[表21] 平成27年度モニタリングの実施状況

	施設数	実地調査回数				土木建築部職員等 同行回数	
		1回	2回	3回以上	実施なし	1回	実施なし
指定管理施設	15	5	8	1	1	9	6

(3) 管理物件の修繕に係る責任分担

ガイドラインでは、管理物件の修繕について指定管理者が負担する場合は、1件当たりの上限額と各年度の負担総額の上限額を協定書に明示することとされている。

1件当たりの上限額は、全ての施設で明示されていたが、各年度の負担総額の上限額については、監査対象の指定管理施設全15施設のうち3施設において、明示されていなかった。

このため、これらの施設の所管課は、ガイドラインに沿った取扱いについて検討する必要がある。

【該当機関：3機関】

芸術文化振興課（総合文化センター）、観光・地域振興課（別府コンベンションセンター）、体育保健課（庄内屋内競技場）

(4) 施設所管課の直接対応窓口の周知の取組

ガイドラインでは、施設利用者から施設所管課に対し苦情や要望等が直接行えるよう施設所管課に対応窓口を設けるとともに、施設パンフレットや施設ホームページ、県庁ホームページ等に、当該窓口と対応責任者を明記することなどにより周知を図るものとしてされている。周知が行われていたのは監査対象の指定管理施設全15施設のうち3施設のみであり、いずれも県庁ホームページで施設所管課の連絡先が明記されていた。また、12施設については取組が行

われていなかった。

このため、これらの施設の所管課は、周知の取組を行う必要がある。

なお、監査後、周知が行われた施設が4施設、確認できた。(地域福祉推進室(社会福祉介護研修センター)、障害福祉課(聴覚障害者センター)、自然保護推進室(長者原オートキャンプ場)、漁業管理課(マリンカルチャーセンター))

【該当機関：6機関】

芸術文化振興課(総合文化センター)、観光・地域振興課(別府コンベンションセンター)、森林整備室(青少年の森)、港湾課(別府港県営3号上屋)、公園・生活排水課(大洲総合運動公園、ハーモニーパーク)、体育保健課(総合体育館・庄内屋内競技場)

6 全庁的なマネジメント

県有施設の老朽化に加え、人口減少の進行や厳しい財政事情の下、適切な施設の維持管理を持続的に行い、行政サービス水準の維持向上を図るためには、財政、情報管理、技術等についての全庁的なマネジメントを推進する必要がある。

本県では、平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定し、県有建築物の保安全管理を総合的かつ計画的に行うこととしている。このため、平成27年度から総務部県有財産経営室に「施設保全推進班」を設置し、建築技術職員を配置するなどして、全県的な県有施設の保安全管理に関するマネジメントを一元的に推進する体制を構築し、施設管理者への施設の点検方法や修繕工事に係る技術的な助言及び施設情報の一元管理を行っている。

また、予防保全による施設の長寿命化を推進するため、評価基準に基づき保全工事に優先順位を付け、計画的な事業執行を図っている。

(1) 施設管理のPDCA

施設の保安全管理には、県民を始め施設利用者の安全を守るための安全管理、施設の機能を維持するための機能管理、施設の環境を維持するための環境管理、そして県民共有の財産を守るための財産管理の業務がある。これらの保安全管理業務を持続的、継続的に向上させていくためには、

①課題や目標の把握、それらを解決・達成するための計画の策定

↓

②計画の実行

↓

③実行した結果の検証・評価

↓

④検証・評価の結果を踏まえた改善

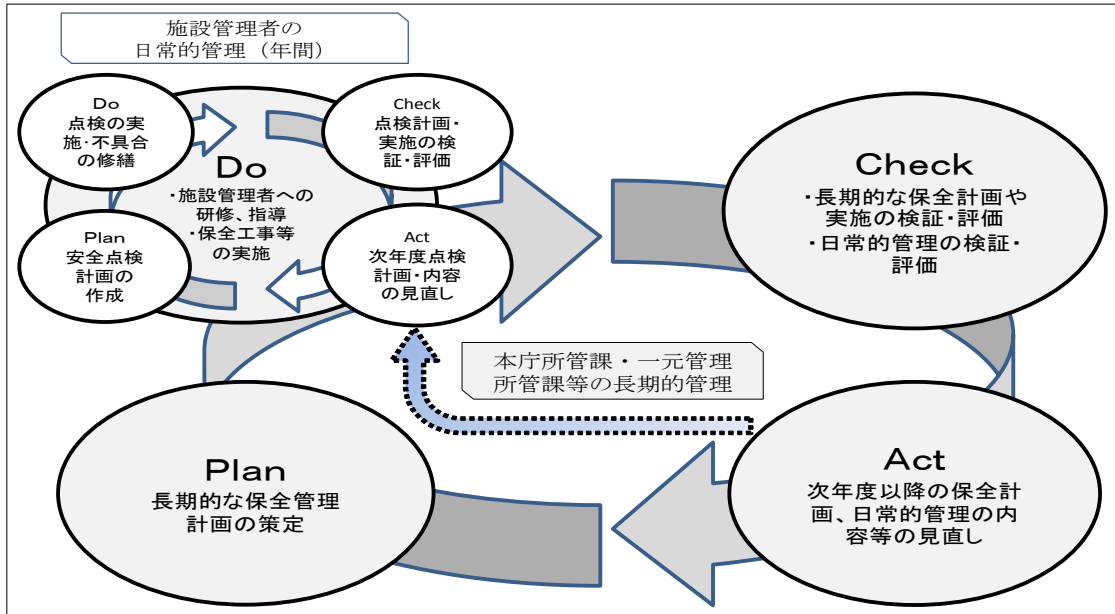
といったPDCAが円滑に行える仕組みを作ることが必要である。施設管理のPDCAには、図1に例示するように、施設管理者が行う日常的管理と本庁所管課や一元管理所管課が行う長期的管理のPDCAが考えられる。

実地監査において、施設管理者や本庁所管課等からは、突発的な自然災害による施設被害への迅速な対応や相談体制の整備のほか、日常点検の実施に係る

技術的な指導の実施等を要望する意見が出された。これらの意見や各施設が抱える課題については、今後、施設管理者のみならず、施設の本庁所管課や関係課で情報を共有し、それぞれが課題解決に向けた計画を策定し、実行していく必要がある。

このため、一元管理所管課である県有財産経営室（知事部局）及び教育財務課（教育庁）は、施設管理者等の意見に十分留意されたい。

〔図1〕施設管理のPDC A例



(2) 県立学校の安全管理

県立学校は、多くの児童・生徒が学習等の活動の場として、日常的に利用する施設である。学校環境の高い安全性を確保するためには、事故につながる要因を早期に発見し、改善を行う等、徹底した安全管理を行う必要がある。

しかしながら、毎学期1回以上の定期点検が1校で未実施であったほか、文部科学省が『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』で推奨している毎月1回の点検については、本県では統一的な取組がなされていない状況であった。

安全点検は継続的かつ計画的に行わなければ、重大な危険が見逃される危険があり、着実な安全点検の実施と改善措置により、児童・生徒が安心して学習を行える学校環境を維持していくことが求められる。

このため、これらを所掌する当該機関は、法令で定められた点検の実施について適切な指導を行う必要があるほか、定期点検の統一的な取組について検討する必要がある。

【該当機関：1機関】

体育保健課

む す び

今回、「県有施設の安全・安心～施設管理の在り方～」をテーマに行政監査を実施した。対象は、不特定多数の人が利用する建物を有する施設から85施設を抽出し、県有施設の保全管理が適正に実施されているかや利用者の安全確保の対策が図られているか、という観点を中心に行った。

監査の結果及び意見については、第3で述べたとおりであるが、一部に法令で定められた点検の未実施、地震対策の取組遅延、指定管理施設におけるモニタリングの未実施などの改善を要する点や、日常点検の実施方法に係る全庁的な統一の基準や相談体制の強化など、施設の保全管理を行う上で検討を要する点が認められた。一方で、利用者視点での点検の実施や不具合の早期発見のための取組を実施している施設や、ヒヤリ・ハット事案の情報共有を行っている施設等、施設の保全管理及び利用者の安全対策の向上に積極的に取り組んでいる事例を、関係人調査を含めて確認することもできた。

あわせて、施設管理者に対し、施設の保全管理に関する今後の課題について聞き取りを行ったが、施設の老朽化に伴う不具合や突発的な自然災害による破損等への迅速な対応、また、それら不具合や破損等の修繕、改修に係る予算措置が課題として挙げられた。

これらの課題に対応するためには、限られた予算の中で、公共施設を安全・安心かつ持続的、効率的に維持、更新するためのマネジメントを、着実に実施し、検証、改善（PDCA）を行うことができる体制づくりをしっかりと行っていくことが、極めて重要である。

安全・安心は常に100%であることが求められており、事故の未然防止や災害発生時の被害の拡大防止のためには、各職員が高度な安全意識や共通の現状認識を持つ必要がある。これには、施設管理、危機管理等研修の充実、施設管理者と本庁所管課、本庁所管課と関係課等相互の連携及び情報の迅速な伝達や共有が不可欠である。

これらを踏まえ、以下、今後の県有施設の管理において、特に留意する事項について述べる。

- (1) 県民共有の財産である県有建築物を、安全かつ安心して利用していただくためには、日常の管理を適切に行うことが求められる。県有建築物の多くは、今後、急速に老朽化が進行し、施設や設備の不具合が増加することが予想される。

県有建築物の補修や改修、更新は、適切な時期に行われる必要があり、そのためには施設管理者と本庁所管課を始め関係課が連携を図り、施設の情報と課題を共有し、対応を行っていくことが重要である。

また、適切な施設管理を行う上で、施設管理に従事する職員個々のスキル

アップを図っていくことも重要であり、効果的な研修等を実施していく必要がある。

本県では平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定し、施設の長寿命化や財政負担の軽減、平準化を図ることとしている。現在、県有財産経営室を中心に、施設の保全管理に関するマネジメントを一元的に推進する体制を整備しているところであるが、施設の的確な状況把握や施設管理者等関係機関への適切な指導など、一元管理の所管課室のマネジメントを更に強化し、より効率的、効果的な施設管理が行われることを期待する。

- (2) 本県では公の施設の管理運営に関して、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間能力の活用による県民サービスの向上や経費の節減等が図られている。また、平成23年度には、指定管理者制度がより有効に機能するための基本的指針として「指定管理者制度運用ガイドライン」が策定されている。

指定管理者制度では、指定管理者に管理権限を委任している場合であっても、県は公の施設の設置者として責任を負うことから、公の施設の管理運営が指定管理者に任せきりとなることのないよう、モニタリングの適切な実施や報告の確実な徴求を通じて、指定管理者の管理運営状況を的確に把握しておくことが望まれる。

本県の関係施設では、過去、安全確認の不徹底等に起因する利用者の転落事故が発生している。施設に求められる安全性は、施設の構造や用法、場所的環境及び利用状況等により異なるものであるが、公の施設に求められる安全性に対する社会的な期待のレベルは高く、日頃の管理の在り方が厳しく問われていることを常に認識し、これに応えることができるよう十分な安全対策を行う必要がある。

施設の老朽化が進む一方で、新しい設備やデザインの施設が建築され、施設管理に関する業務は複雑化、多様化しているが、県有施設は災害発生時には防災拠点・避難所等としての役割も求められており、今後、より一層、管理水準の向上を図り、県民を始め多くの方々に安心して県有施設を利用していただけるよう、施設の保全及び機能維持に努めていただきたい。

平成29年2月

大分県監査委員

[監査結果表・監査結果等一覧表]

1	一元管理所管課等 ・ 県有財産経営室 ・ 教育財務課 ・ 体育保健課	P 29～32
2	本庁・地方機関・教育機関	P 33～38
3	指定管理施設所管課	P 39～47
4	県立学校①	P 48～54
	県立学校②	P 55～61
	県立学校③	P 62～68
5	地方機関・教育機関所管課	P 69～72
6	指定管理者	P 73～75

1 一元管理所管課等

- 1 県有財産経営室
- 2 教育財務課
- 3 体育保健課

監 査 結 果 表

区分	知事部局一元管理所管課	監査対象機関	県有財産経営室	
庁舎等の躯体の耐震化の状況	耐震化対象施設数等	23施設(41棟)	耐震化済み施設数等	23施設(41棟)
	耐震化率	100%	耐震化工事完了年月	平成27年5月
吊り天井落下防止対策工事の進捗状況(平成27年度末日現在)	対象施設数等	9施設(10棟)	対策済み施設数等	2施設(2棟)
	工事進捗率(棟数)	20.0%	工事完了予定年月	平成33年3月
日常点検の相談体制	平成27年度相談件数	10件	主な相談内容	点検方法、頻度、業者の選定
	情報共有の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所属内 ・施設整備課(必要に応じて) 		
	相談の対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・所属の技術職員 ・必要に応じて、管轄する土木事務所及び施設整備課の技術職員 		
県有建築物の保全に係る研修会の実施状況	平成28年度の出席状況	県の機関(出席所属/対象所属)	22 / 66 (出席率:33.3%)	
		指定管理施設(出席施設/対象施設)	4 / 17 (出席率:23.5%)	
	欠席所属への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・希望所属に対し、資料配付や個別に説明を実施 ・e-オフィスシステムの様式集に研修会資料を掲載 		
施設の保全管理に関する情報提供、注意喚起の実施状況	具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災等の法令やガイドラインにおける基準の見直しを受けて情報提供等を行う。 ・施設の不具合については、施設管理者だけでなく県(本庁)所管課とも情報提供等を行う。 		
施設の保全管理に関する役割分担	具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検に係る技術的な助言 ・施設の保全管理に係る研修の実施 ・施設の不具合等に係る技術的な助言 ・施設の修繕、工事に係る技術的な助言 ・法定点検等の進捗管理 		

監査結果表

区分	教育庁一元管理所管課	監査対象機関	教育財務課		
庁舎等の躯体の耐震化の状況 (平成27年度末日現在)	県立学校	耐震化対象棟数	59校 472棟	耐震化済み棟数	59校 472棟
		耐震化率	100%	耐震化工事完了年月	平成24年3月
	学校以外の地方機関	耐震化対象施設数等	7施設(15棟)	耐震化済み施設数等	7施設(15棟)
		耐震化率	100%	耐震化工事完了年月	平成23年3月
吊り天井落下防止対策工事の進捗状況 (平成27年度末日現在)	県立学校	対象施設数等	30校 39棟	対策済み施設数等	29校 38棟
		工事進捗率(棟数)	97.4%	工事完了予定年月	平成29年3月
	学校以外の地方機関	対象施設数等	3施設(4棟)	対策済み施設数等	なし
		工事進捗率(棟数)	0.0%	工事完了予定年月	平成31年3月
県立学校の避難所指定の状況 (平成27年度末日現在)	指定避難所	高等学校 16校、支援学校 3校			
	福祉避難所	支援学校 5校(南石垣支援学校、由布支援学校、宇佐支援学校、中津支援学校、日田支援学校)			
	指定避難所かつ福祉避難所	支援学校 2校(中津支援学校、日田支援学校)			
安全点検における不具合の報告の状況	報告のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 不具合による事故が発生した場合 修繕費用が高額となる場合(雑・修繕工事等の要望として報告) 			
	報告資料の活用	<ul style="list-style-type: none"> 予算資料 安全対策の見直しや修繕計画の資料 	中長期計画策定済み		
	修繕要望に対する優先順位の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 明確な基準はないが、次の視点から判断し、優先順位を決定している。 <ol style="list-style-type: none"> 消防点検等の危険性、緊急性が高いもの 生徒に直接危険があるもの、学習活動への影響が高いもの 			
施設の保全に関する職員研修、説明会等の実施状況	県立学校	毎年、事務長会議において説明。平成28年度からは担当者研修会を別途、実施。			
	学校以外の地方機関	実施なし			
施設の保全管理に関する情報提供、注意喚起の実施状況	具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 防災等の法令やガイドラインにおける基準の見直しを受けて 施設の不具合については、施設管理者だけでなく県(本庁)所管課とも情報提供等を行う。 			
施設の保全管理に関し地方機関・県立学校と連携を行いたい(強化したい)事項	具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検マニュアルの例示、点検方法の個別指導 施設の不具合等に係る技術的な相談体制、環境の整備 学校での実地研修の実施等、研修の工夫 施設の不具合、問題発生時の情報共有、研修会での優良事例等の発表による情報共有 			

監 査 結 果 表

区分	県立学校 学校保健安全法所管課	監査対象機関	体育保健課			
安全点検計画	学校からの報告の有無	あり	安全点検計画の情報共有の状況		課内のみ	
安全点検の実施状況	学校からの報告の有無	なし	報告義務はないが、学校保健安全法施行規則第28条の毎学期1回以上の点検の実施については、毎年、調査を実施している。(他課との情報共有なし)			
	①規則第29条の日常点検の実施状況		59/59 (全ての県立高校において実施)			
	②規則第28条第1項の点検の実施状況		58/59 (1校のみ実施なし)			
	①②以外に行う定期的な点検の実施状況		毎週	隔週	毎月	隔月
		19/59	11/59	31/59	22/59	
安全点検の結果報告	学校からの報告の有無	なし	報告義務はないが、不具合等があった場合、関係課へ直接報告している。			
日常点検のためのマニュアル等作成の指示の有無	なし	・学校安全担当者の研修時に説明を実施。 (各学校に配付済みの「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省作成)には、「計画的な点検のためには、安全点検表や実施要領の整備が不可欠」と記載されている。)				
		作成を指示していない理由	学校で作成できるよう、参考資料を文書で提示している			
		学校のマニュアル等整備状況	11/59 (18.6%)			
日常点検チェックリスト作成の指示の有無	なし	・学校安全担当者の研修時に説明を実施。 (各学校に配付済みの「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省作成)には、「計画的な点検のためには、安全点検表や実施要領の整備が不可欠」と記載されている。)				
		作成を指示していない理由	学校で作成できるよう、参考資料を文書で提示している			
		学校のチェックリスト整備状況	28/59 (47.5%)			
警備防災計画の見直しの指示等の実施	あり	見直し指示等のタイミング		防災等の法令やガイドラインにおける基準の見直しを受けて		
安全点検に係る職員研修の実施	実施なし (研修会等ではないが、学校防災アドバイザーを派遣し、安全点検を指導している)					
学校における安全点検に係る研修の実施状況の報告	報告させていない (学校防災アドバイザー派遣の実施報告書で安全点検の指摘事項を報告)					

2 本庁・地方機関・教育機関

施設名称 ()内は施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載	計画的な安全点検の実施																				
	安全点検計画の策定						日常点検マニュアルの作成						日常点検チェックリストの作成								
	ア あ り	年間計画の内容 (複数回答)			年間以外の計画 (複数回答)			イ な し	ア 本 庁 所 管 課 が 作 成	イ 所 属 で 作 成	ウ 作 成 し て い な い	エ 毎 年 の 定 期 的 な 内 容 確 認	オ 未 作 成 の 理 由	ア 本 庁 所 管 課 が 作 成	イ 所 属 ・ 受 託 者 が 作 成	ウ 作 成 し て い な い	エ 未 作 成 の 理 由	エ 県 有 財 産 経 営 室 が 示 し た			
		① 施 設 全 体 の 計 画	② 設 備 ご と の 計 画	③ そ の 他	① 月 間 の 計 画	② 週 間 の 計 画	③ そ の 他														
1 佐伯総合庁舎 (南部振興局)	○		○										○	点検が簡易であるため					○		
2 別府総合庁舎・東部保健所 (別府土木事務所)	○		○										○	点検が簡易であるため					○	チェックリストがなくても、日常点検の実施が可能であるため	
3 北部保健所	○		○										○	点検が簡易であるため					○	これまで事故が発生しておらず必要がないため	
4 こども・女性 相談支援センター	○		○										○	マニュアルがなくても点検表により適正な点検が可能のため						○	
5 産業科学技術センター	○		○			○							○	県有財産経営室作成のマニュアルを準用しているため						○	
6 大分職業訓練センター (大分高等技術専門学校)	○		○										○	点検が簡易であるため						○	
7 大分県立農業大学校	○		○										○	作成する時間的な余裕がないため		○	×	×	×	×	*基準の改正時に実施
8 臼杵港県営上屋 (臼杵土木事務所)	○			○	○			○					○		○	×	×	×	×	×	*H28年度作成
9 香々地青少年の家	○		○						○	○	○		○		○	×	×	×	×	×	
10 県庁舎(新館・本館・別館) (用度管財課)	○	○				○							○	○	×	×	×	×	×	×	*基準の改正や契約更新時に実施
11 大手町駐車場 (用度管財課)	○		○										○	点検が簡易であるため					○	点検箇所及び項目が少ないため	
"○"の計	11	1	9	1	3	1	0	1	1	1	1	1	9		0	4	0	0	3		4
"×"の計											0	0				4	4				

監査結果一覧表(本庁・地方機関・教育機関)

施設名称 ()内は施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載	計画的な安全点検の実施										安全点検の実施内容								
	事故・災害等の対応マニュアルの作成										実施内容								
	ア 作成している						マニュアル 改正の有無		イ 作成していない	の毎 年の 定期 的な 内容 確認	未作成の理由	認 事 で 可 る 発 生 時 の 有 対 応 が 確	ア 法 定 (全 部) 十 日 常	イ 法 定 (一 部) 十 日 常	ウ 法 定 (全 部) の み	エ 法 定 (一 部) の み	オ 日 常 の み	カ 実 施 な し	
		a つ 負 傷 者 の 応 急 措 置 に	b が 事 故 発 生 時 の 責 任 者	c 載 関 へ の 警 察 等 制 の 係 記 機	d 明 担 当 者 の 役 割 分 担 は	e る 場 全 所 職 員 が 関 与 可 能 な	ア 改 正 を 行 っ て い る	イ 改 正 を 行 っ て い ない											
1 佐伯総合庁舎 (南部振興局)											○	消防計画の連絡体制を準用しているため	○	○					
2 別府総合庁舎・東部保健所 (別府土木事務所)											○	災害対応の連絡体制を準用しているため	○	○					
3 北部保健所											○	・作成方法が分からないため ・これまで事故が発生しておらず、必要がないため	○	○					
4 こども・女性 相談支援センター	○	×	○	×	○	○			○	H28年度作成									
5 産業科学技術センター	○	○	○	○	○	○			○	H27年度作成									
6 大分職業訓練センター (大分高等技術専門学校)	○	○	×	○	×	○			○	H28.5作成									
7 大分県立農業大学校	○	○	○	○	○	○			○	○									
8 臼杵港県営上屋 (臼杵土木事務所)	○	×	×	×	×	担当のみ	本課作成	本課作成	本課作成										
9 香々地青少年の家	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
10 県庁舎(新館・本館・別館) (用度管財課)	○	○	○	○	○	○	○	○	×										
11 大手町駐車場 (用度管財課)	○	×	○	○	○	一部職員		○		H28.4作成									
“○”の計	8	5	6	6	6	6	3	4	2	3			3	11	0	0	0	0	0
“×”の計		3	2	2	2	0			1				0						

監査結果一覧表(本庁・地方機関・教育機関)

施設名称 ①内は施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載	法定点検の実施状況						日常点検の実施状況										
	H27年度法定点検結果の不具合に対する対応状況						日常点検の頻度				日常点検を行う者		点検方法				
	ア	イ	ウ	エ	オ	イ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ア	イ	ウ	
	全て対応	応急措置のみあり	一部未対応	全て未対応			不具合報告なし	毎	毎	隔	毎	隔	所属の職員	受託者	目視のみ	目視と触診や打診を併用	その他
①イ、ウ、エの未対応理由 ②未対応の主な内容						毎日行う主な項目											
1 佐伯総合庁舎 (南部振興局)	○									12	○		○				
2 別府総合庁舎・東部保健所 (別府土木事務所)		○				①緊急性が低い ②高架水槽:防虫網破損 ・自家発電機:バッテリー交換	5	内装、建具、照明器具、給排水、ガス設備			1	3	○			○	
3 北部保健所	○											1	○		○		
4 こども・女性相談支援センター	○						4	内装・建具・照明・空調					○			○	
5 産業科学技術センター		○				①緊急性が低く、経常的な運営経費で対応予定であるため ②研究棟:業務用ガステーブルの換気フードが基準外 ※H28.10.6 対策工事完了済	13	外構、屋上及び屋根、内装、外装、建具、受変電設備、分電盤・引き込み開閉盤、照明器具・非常用照明等、火災報知設備、給排水設備、空調・換気設備、ガス設備、屋内消火設備				6	○	○		○	
6 大分職業訓練センター (大分高等技術専門学校)	○						6	天井、外装、建具、照明、給排水、空調・換気設備					○	○	○		
7 大分県立農業大学校	○						9	ボイラー、貯油施設、外構、内装、外装、建具、照明、給排水、ガス設備	4		5	5	○			○	
8 臼杵県営上屋 (臼杵土木事務所)	○								7				○		○		
9 香々地青少年の家	○								9				○			○	
10 県庁舎(新館・本館・別館) (用度管財課)	○						10	外構、屋上及び屋根、内装、外装、建具、照明器具・非常用照明等、火災報知設備、給排水設備、空気・換気設備、屋内消火設備	5		7	2	○	○		○	
11 大手町駐車場 (用度管財課)	○						4	内装、分電盤、照明器具・非常用照明等、火災報知設備						○		○	
“○”の計	9	2	0	0		0	7		4	0	4	5	10	4	4	7	0
“×”の計																	

監査結果一覧表(本庁・地方機関・教育機関)

施設名称 ①内は施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載	日常点検の実施状況					施設の安全対策									
	H27年度日常点検結果の不具合に対する対応状況					利用制限箇所の有無			転倒・落下・移動防止対策						
	ア 全て 対応	イ 応急 措置 のみ あり	ウ 一部 未 対応	エ 全 て 未 対応	①イ・ウ・エの未対応理由 ②未対応の主な内容	オ 不 具 合 報 告 な し	ア あり		イ なし	ア 全 て 対 策 済 み	イ 一 部 未 対 策	ウ 全 て 未 対 策	①未対策理由 ②未対策物品	エ 対 策 の 必 要 な 物 品 等 な し	
1 佐伯総合庁舎 (南部振興局)		○			①県有建築物に係る整備計画提出済みであるため ②屋上:屋根材の剥がれ				○		○		①パソコンは落下防止を すると、回転移動ができ ず不便であるため、班の 机上のパソコンは落下の 危険は少ないため。 ②パソコン		
2 別府総合庁舎・東部保 健所 (別府土木事務所)			○		①県有建築物に係る整備計画を提出済みであるため ②保健所棟1～3階トイレ:異臭及び 亀裂 駐車場擁壁:亀裂、段差				○	○					
3 北部保健所						○			○		○		①H28.6購入の物品であるため ②キャビネット、ロッカー		
4 こども・女性 相談支援センター	○								○	○					
5 産業科学技術センター		○			①県有建築物に係る整備計画を提出済みであるため ②中央監視装置の無停電電源装置: バッテリー消耗 ※H28.10.7付け 県有財産経営室通知で H29年度予防保全工事に 採用決定				○		○		①運営経費で対応予定 であるが、ほぼ限界まで 切り詰められており、対 策が遅れているため ②試験研究用機器 ※多数の物品が未対策 となっている		
6 大分職業訓練セン ター (大分高等技術専門 校)	○								○		○		①予算要求をしていない ため ②キャビネット (受託者備品)		
7 大分県立農業大学校			○		①・費用が多額となるものは、県有建築物に係る整備計画を提出済みであるため ・予算の範囲内で緊急性の高いものを優先しているため ②大教室:床、天井板の剥がれ(利用中止) 乳牛舎:鉄骨の破損(12条点検では要注意) 機械教室:外壁クラック等		○	大教室:雨漏りによる床、天井材の剥がれ。(H26.9～) *代替施設で対応			○		本庁所管課協議済み		
8 臼杵県営上屋 (臼杵土木事務所)	○								○					○	
9 香々地青少年の家		○			①H29大規模改修にて対応予定であるため ②管理棟:ちゅう房部分の雨漏り 本館2階、宿泊棟:一部雨漏り		○	・本館宿泊棟:一部の部屋のみ雨漏りによる(H27.6～:大雨の際のみ利用制限) ・アスレチック遊具(H28.8～)			○			①対策を行う時間的な余裕がないため ②キャビネット、木屋	
10 県庁舎(新館・本館・別館) (用度管財課)		○			①緊急性が低いため、予算状況を見ながら対応予定であるため ②本館2F男子WC:入り口取っ手不具合 別館入り口:ドレン管さびによる穴 別館:巾木のめくれ				○	○					
11 大手町駐車場 (用度管財課)	○								○	○					
“○”の計	4	4	2	0		1	2		9	5	5	0		1	
“×”の計															

監査結果一覧表(本庁・地方機関・教育機関)

施設名称 ()内は施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載	施設の安全対策				危機管理体制				職員研修の実施						
	落下物防止対策				AEDの日常点検・管理				実施している研修内容			研修開催状況			
	ア 対 策 済 み	イ 戸 棚 等 の 上 に 重 量 物 あ り	ウ 床 に 高 く 積 み 上 げ て い る	エ 全 て 未 対 策	未対策理由	ア 点 検 を 実 施 し て い る	点検表の有無		イ 点 検 を 実 施 し て い ない	ア 安 全 点 検 に 関 す る 研 修	イ 危 機 管 理 に 関 す る 研 修	ウ そ の 他	エ 実 施 な し	ア 定 期	イ 不 定 期
							① あ り	② な し							
1 佐伯総合庁舎 (南部振興局)	○					○	○			○				○	
2 別府総合庁舎・東部保 健所 (別府土木事務所)	○					○	○			○				○	
3 北部保健所	○					○	○						○		
4 こども・女性 相談支援センター	○					○	○			○	○			○	
5 産業科学技術センター	○					設置 なし	設置 なし	設置 なし	設置 なし			設備・機器取扱い等に係る研修		○	
6 大分職業訓練セン ター (大分高等技術専門 校)		○			保管場所不足のため	○	○						○		
7 大分県立農業大学校	○					○	○					防災訓練		○	
8 臼杵港県営上屋 (臼杵土木事務所)	○					設置 なし	設置 なし	設置 なし	設置 なし				○		
9 香々地青少年の家	○					○	○			○				○	
10 県庁舎(新館・本館・別 館) (用度管財課)	○					○	○	○	*設置所属 複数あり			防火及び防災管理に関する基礎講習		○	
11 大手町駐車場 (用度管財課)	○					設置 なし	設置 なし	設置 なし	設置 なし	○		警備に係る研修		○	
“○”の計	10	1	0	0		8	3	6	0	1	5	4	3	8	0
“×”の計															

3 指定管理施設所管課

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	計画的な安全点検の実施																		
	安全点検計画の策定								日常点検マニュアルの作成										
	ア 策定あり	安全点検計画の策定及び提出						イ 策定なし	未提出理由	ア 県所管課が作成	改正の実施	イ 指定管理者が作成	実 毎年の定期的な内容確認の	イ 指定管理者が作成	実 毎年の定期的な内容確認の	ウ いずれにおいても作成なし	未作成理由		
		年間計画の内容(複数回答)		年間以外の計画(複数回答)		ア 提出あり	イ 提出なし											未提出理由	未提出理由
① 施設全体の計画	② 設備ごとの計画	① 月間の計画	② 週間の計画																
1 総合文化センター (芸術文化振興課)									○								○	点検が簡易であるため	
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)	○	○											○	○	○			・防災等の法令の基準等の見直しを受けて ・機器の変更があった場合	
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○	○											○	○	○			組織機構改革に伴う施設管理体制組織図の改正	
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)									○				○	○	○			管理マニュアルについての注意事項を追加したもの	
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	○	○	○						○				○	×	○				
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課)	○	○							○				○	○	○			他の自治体等における事故の発生を受けて	
7 林業研修所 (林務管理課)	○	○							○									○	点検が簡易であるため
8 青少年の森 (森林整備室)	○	○							○				○	×	○				
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	○		○						○				○	×	○				
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)	○		○						○									○	点検が簡易であるため
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○	○		○					○				○	○	○			組織改正及びチェックリストの作成による整備	
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○	○		○					○				○	○	○			ブル跡地に広場と駐車場を新設したことによる改正	
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○	○		○					○				○	○	○			指定管理者名称変更による改正	
14 総合体育館 (体育保健課)	○	○		○					○				○	×	○				
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)									○				○	×	○				
〇の計	12	10	3	4	0	9	3		3			1	1	1	11	6	11		3
×の計													0	0		5	0		

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	計画的な安全点検の実施																		
	日常点検チェックリストの作成										安全管理マニュアルの作成								
	ア			イ					ウ		ア				事故等発生時の連絡体制				イ
県が作成	見直しの実施	実施毎年の定期的な内容確認の	指定管理者が作成	見直しの実施	実施毎年の定期的な内容確認の	見直しのタイミング	無施設ごとのC/Lの作成の有	の指定管理者が作成したC/L	いずれにおいても作成なし	未作成理由	作成している	改正の実施	実施毎年の定期的な内容確認の	改正のタイミング	a	b	c	d	作成していない
1 総合文化センター (芸術文化振興課)										ビルに複数事業者が入っているため統括管理者による一体的管理を行っているため	○	×	○		○	○	○	○	
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)				○	○	○		×		・防災等の法令の基準等の見直しを受けて ・機器の変更があった場合	○	○	○		○	○	○	○	
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)				○	×	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)				○	×	○		○	○		○	×	○		○	○	○	○	
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)				○	×	○		○	○		○	×	○		○	×	○	×	
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課)				○	○	○		○	○	他の自治体等における事故の発生を受けて	○	×	○		○	○	○	○	
7 林業研修所 (林務管理課)				○	×	×		○	○		○	×	×		○	○	○	○	
8 青少年の森 (森林整備室)				○	×	○		○	○		○	×	○		○	○	○	○	
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)				○	×	○		○	○		○	×	○		○	○	○	○	
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)										○ 点検が簡易であるため	○	×	×		×	×	○	×	
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○	×	○								○	○	○	チェックリストの整備、設備等の変更による	○	○	○	○	
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)				○	○	○		○	○	・防災等の法令の基準等の見直しを受けて ・ブル跡地に広場と駐車場を新設したことによる改正 *必要に応じて見直しを実施	○	○	○		○	○	○	○	
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)				○	×	○		○	○		○	○	○	指定管理者名称変更による改正	○	○	○	○	
14 総合体育館 (体育保健課)				○	×	○		○	○		○	×	○		○	○	○	○	
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)										○ 点検内容が簡易であるため	○	×	○		○	○	○	○	
〇の計	1	0	1	11	3	10		11	10	3	15	5	13		14	13	15	13	0
×の計		1	0		8	1		0	1			10	2		1	2	0	2	

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	安全点検の実施内容						法定点検の実施状況																						
	実施内容						法定点検結果の報告・情報共有																						
	ア 法定 (全部) 十日常	イ 法定 (一部) 十日常	ウ 法定 (全部) のみ	エ 法定 (一部) のみ	オ 日常のみ	カ 実施なし	H27年度法定点検結果の不具合に対する対応状況					未対応への指示			指示後の対応状況の確認			結果報告の活用		イ 報告 させて いない 理由									
							ア 報告 させて いる	イ 全て 対応 済み	ウ 一部 未対 応	エ 全て 未対 応	オ 不 具 合 報 告 なし	ア 全 て 指 示	イ 一 部 指 示	ウ 指 示 し て い な い	ア 実 地 調 査 に お い て 確 認	イ 認 書 面 等 の 提 出 に よ り 確 認	ウ 確 認 は 行 わ な い	ア 修 繕 等 予 算 資 料	イ 修 繕 計 画 の 資 料										
①イ、ウ、エの未対応理由 ②未対応の主な内容																													
1 総合文化センター (芸術文化振興課)	○						○	○						○															
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)	○																										○	指定管理者が適切に対応しており、任せているため	
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○						○							○	○							○							
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)	○						○			○				○								○							
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	○						○							○	○							○							
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課)	○						○	○						○								○	○						
7 林業研修所 (林務管理課)	○						○							○	○							○	○						
8 青少年の森 (森林整備室)	○						○							○								○	○						
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	○						○	○						○								○	○						
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)	○						○			○				○								○							
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○						○			○				○								○	○						
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○						○	○						○								○	○						
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○						○	○						○								○	○						
14 総合体育館 (体育保健課)	○						○							○								○	○						
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)	○						○							○								○	○						
〇〇の計	15	0	0	0	0	0	14	5	1	2	0			6	11	0	3	7	8	0	14	10	1						
××の計																													

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	日常点検の実施状況																	
	日常点検の頻度及び点検箇所(複数回答)					日常点検を行う者		点検方法			点検結果の報告・情報共有							
	ア 毎 日	イ 毎 週	ウ 隔 週	エ 毎 月	オ 隔 月	ア 指 定 管 理 の 職 員 ・ 従 業 員	イ 受 託 者	ア 目 視 の み	イ 目 視 と 触 診 や 打 診 を 併 用	ウ そ の 他	ア 県 へ 報 告 さ せ て い る	ア 全 て 対 応 済 み	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	①イ、ウ、エの未対応理由 ②未対応の主な内容	オ 不 具 合 報 告 な し	
1 総合文化センター (芸術文化振興課)	14			5	3	○		○			○	○						
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)	12		4		7	2	○		○									
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	8				8		○	○			○							○
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)	4						○		○		○	○						
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	14						○		○		○	○						
6 大分農業文化公園・都市農 村交流研修館 (地域農業振興課)			6	6	3		○		○		○							①協定書で規定する修繕予 算額を超え、県で対応予定 ②ダム湖周辺の柵の腐食
7 林業研修所 (林務管理課)					4		○		○		○		○					②協定書で規定する修繕予 算額を超え、県で対応予定 ②電気配線不良、トイレ排水 不良
8 青少年の森 (森林整備室)			1			17	○		○		○	○						
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	5				2	3	○		○		○	○						
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)	13						○		○		○	○						
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	6				1	7	○	○			○		○					①協定書等に規定する修繕 予算額を超えており、県で対 応予定であるため ②SR場付近屋外トイレ:ポン プ不良
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	15						○	○			○	○						
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	16						○	○			○	○						
14 総合体育館 (体育保健課)	1		9		7		○		○		○		○					①協定書等に規定する修繕 予算額を超えており、県で対 応予定であるため ②運動器具:移動式バスケット ゴール昇降不具合
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)			1		10		○		○		○							○
〇〇の計	11		6	1	9	5	15	4	4	11	0	14	8	2	2	0		2
××の計																		

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	日常点検の実施状況								施設の安全対策												
	点検結果の報告・情報共有								利用制限箇所の有無					転倒・落下・移動防止対策							
	不具合箇所 未対応への指示			指示後の対応 状況の確認		結果報告 の活用		イ 県へ報告させていない	結果報告を させていない 理由	ア あり	今後の対応方針				イ なし	ア 全て対策済み	イ 一部未対策	ウ 全て未対策	①未対策理由 ②未対策物品	エ 対策の必要な物品等なし	
	ア 全て指示	イ 一部指示	ウ 指示していない	ア 実地調査 において確認	イ 認書面等 の提出により確	ア 修繕等予 算資料	イ 修繕計画 の資料				① 指定管理 者と協議 済み	② 指定管理 者と協議 予定	③ その他								
1 総合文化センター (芸術文化振興課)	○				○	○	○			○								○	①予算要求をしていないため ②ロッカー、額縁、展示品等		
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)								○	指定管理者に任 せているため									○	①予算要求をしていないため ②ロッカー、キャビネット		
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○				○	○	○											○			
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)	○				○		○											○			
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	○				○	○	○											○			
6 大分農業文化公園・都市農 村交流研修館 (地域農業振興課)	○				○		○	○										○	①重要度を踏まえて随時改修予 定であるため(事務室内物品) ②ラック、パーテーション等		
7 林業研修所 (林務管理課)	○				○	○	○	○										○	①倉庫として使用中であり、人的 被害のおそれがないため。ま た、対象範囲が広く、対策には 多額の経費がかかるため。 ②各研修機材		
8 青少年の森 (森林整備室)	○				○	○	○											○	①これまで事故が発生しておら ず必要がないため ・施設利用者があまり利用しない 場所であり、また、天井までの高 さがあり、対策方法不明であ るため(今後対応予定) ②キャビネット、ロッカー		
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	○				○	○	○			○	100mプールの一 部:床シートの剥が れ(H28.7~)	○						○			
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)	○				○	○												○			○
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○				○	○	○			○	展望台エレベータ (H27.10~)	○						○			
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○				○	○	○			○	テニスコート一部: 照明灯腐食による 改修工事(H28.6.2 ~H28.9.30)	○						○			
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○				○	○	○											○			○
14 総合体育館 (体育保健課)	○				○	○	○											○			
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)			○				○	○										○	①利用者が利用する範囲の備 品ではないため、措置の指導を 行っていないため ②キャビネット		
〇〇の計	13	0	1	8	11	13	10	1		4		3	1	0	11	7	6	0			2
××の計																					

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	施設の安全対策				リスク分担																		
	落下物防止対策				基本協定書の規定						過去3年間における事故等の発生状況			過去3年間における不可抗力による損害賠償の発生状況		過去3年間における「リスク分担表」に規定のない不測の事態の発生の有無							
	ア 全て対策済み	イ 柵等の上に重量物あり	ウ 床等に高く積み上げている	エ いずれも不十分	未対策理由	「損害賠償」の規定の有無	「保険加入」の規定の有無	契約書の写しの提出状況				「不可抗力」の規定の有無	「リスク分担表」の規定の有無	ア 事例あり	けがの状況		イ 事例なし	ア 事例あり	イ 事例なし	ア 事例あり	イ 事例なし		
								① 全て提出済み	② 一部未提出	③ 全て未提出	④ 県が保険加入				① 軽傷者を伴う	② 重傷者を伴う							
1 総合文化センター (芸術文化振興課)		○			保管場所不足のため	○	○	○				○	○							○		○	
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)	○					○	○	○				○	○								○		○
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○					○	○	○				○	○								○		○
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)	○					○	○	○				○	○								○		○
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	○					○	○	○				○	○								○		○
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課)		○			重要度を踏まえて随時改修予定であるため(事務室内)	○	○	○				○	○								○		○
7 林業研修所 (林務管理課)	○					○	○	○				○	○								○		○
8 青少年の森 (森林整備室)	○					○	○	○				○	○								○		○
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	○					○	○	○				○	○	○	○						○		○
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)	○					○	○	○				○	○								○		○
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○					○	○	○		○		○	○								○		○
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○					○	○	○				○	○								○		○
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○					○	○	○				○	○								○		○
14 総合体育館 (体育保健課)	○					○	○	○				○	○								○		○
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)	○					○	○	○				○	○								○		○
〇の計	13	2	0	0		15	15	13	0	1	1	15	15	2	2	0	13	0	15	0	15	0	15
×の計						0	0					0	0										

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	モニタリング				H27年度実地調査の年間実施回数	実地調査に技術職員 が同行した回数			危機管理体制				職員研修の実施			
	ア 1 回	イ 2 回	ウ エ 3 回 以上	オ 実 施 な し		ア 1 回	イ 2 回	エ 実 施 な し	AEDの点検・管理			研修計画				
									点検表の 有無(実地)	県 備 用 品 の 限 の 情 報 管 理	イ 点 検 を 実 施 し て い な い	ア 計 画 に 明 記 し て い る 研 修	イ 計 画 に 明 記 し て い な い 研 修			
				実地調査が2回未満の理由				① あり	② なし							
1 総合文化センター (芸術文化振興課)				○				○	○	○				○		
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)		○						○	○	指定 管理者 備品			○			
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○						○	○	△	×			○			
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)		○						○	○	×				○		
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)		○					○	○	△	指定 管理者 備品				○		
6 大分農業文化公園・都市農 村交流研修館 (地域農業振興課)		○						○	△	○			○			
7 林業研修所 (林務管理課)		○						○	△	○				○		
8 青少年の森 (森林整備室)			○					○	△	指定 管理者 備品				○		
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)		○						○	△	○			○			
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)		○						○	△	指定 管理者 備品				○		
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)	○						○	○	△	×			○			
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○						○	○	△	○			○			
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○						○	○	△	指定 管理者 備品				○		
14 総合体育館 (体育保健課)	○						○	○	△	○			○			
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)		○						○	△	○				○		
〇の計	5	8	1	1			9	0	5	15	1	2	7	0	7	8
×の計												3				

監査結果一覧表(指定管理施設所管課)

施設名称 ()内は県所管課	職員研修の実施										県の窓口の周知				
	実施している研修内容(複数回答)					研修開催状況		研修の実施状況の確認(複数回答)			施設利用者から施設所管課への苦情・要望等、直接対応窓口の周知の状況(複数回答)				
	ア 安全点検に関する研修	イ 危機管理に関する研修	ウ その他	エ 実施なし	ア 定期	イ 不定期	ア 認業務報告書の提出により確	イ 実地調査において確認	ウ 確認していない	ア 施設パンフレットに記載	イ 施設ホームページに記載	ウ 県庁ホームページに記載	エ 施設内に掲示	オ 周知していない	
1 総合文化センター (芸術文化振興課)		○			○		○							○	
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課)	○	○			○		○							○	
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室)	○	○	全職員に対し、各種マニュアル(施設管理、事故等対応、新型インフルエンザ対応、ノロウイルス対応)と消防計画を説明		○		○							○	
4 聴覚障害者センター (障害福祉課)		○	(他団体の研修に職員が参加) ・次の災害に備えるための人材育成研修及び被災者支援拠点運営訓練 ・災害時エリアマネージャー養成研修		○			○						○	
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室)	○	○				○	○							○	
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課)	○	○			○		○			○					
7 林業研修所 (林務管理課)		○			○		○				○				
8 青少年の森 (森林整備室)	○	○			○		○							○	
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課)	○	○			○		○							○	
10 別府港県営3号上屋 (港湾課)			テロ対策・地震津波対策訓練		○		○							○	
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課)		○			○		○				○				
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課)	○	○			○		○							○	
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課)	○	○			○		○	○						○	
14 総合体育館 (体育保健課)	○	○			○		○							○	
15 庄内屋内競技場 (体育保健課)			管理人に対する業務指示として行っている					○						○	
〇の計	9	13	4	0	13	1	11	3	2	0	1	2	0	12	
×の計															

4 県立学校①

県立学校名称	計画的な安全点検の実施																	
	安全点検計画の策定の有無	日常点検マニュアルの作成							日常点検チェックリストの作成									
		あり	なし	あり	なし	未作成理由(複数回答)			あり	なし	あり	なし	未作成理由(複数回答)					
						イ	ア	イ					ウ	エ	オ	イ	ウ	エ
あり	なし	あり	なし	イ	ア	イ	ウ	エ	オ	あり	なし	あり	なし	イ	ウ	エ	オ	
改正の実施	改正のタイミング	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	の毎実施	
13 大分豊府高等学校	○	○																定期点検の視点を、日常的なチェックでも行うよう習慣化しているため
20 鶴崎工業高等学校	○	○																点検項目を限定するのではなく、通常使用するうえでの不具合の有無を確認しているため
24 臼杵高等学校	○	○																日常点検は、具体的な項目を挙げて実施していないため ・日常点検マニュアルを作成するには技能・知識が不足しているため
38 中津北高等学校	○	○																職員が修理箇所等発見の都度、事務室へ連絡があり、修理等の対応を行っているため
44 豊学校	○	○																作成を検討中であるため
52 南石垣支援学校	○	○																目視による簡易な点検であるため
53 新生支援学校	○	○								○	×			×				
59 大分豊府中学校	○	○																定期点検の視点を、日常的なチェックでも行うよう習慣化しているため
1 高田高等学校		○																点検が簡易であるため
2 国東高等学校		○	○	×						○	○							毎年4月、衛生委員会の活動計画作成時
3 国東高等学校双国校		○								○	×							
4 杵築高等学校		○																
5 日出総合高等学校		○																点検が簡易であるため
6 別府鶴見丘高等学校		○																教育財務課作成の点検シートを活用しているため
7 別府青山高等学校 別府翔青高等学校		○																
8 別府羽室台高等学校		○																
9 大分上野丘高等学校		○	○	×			×			○	×			×				
10 大分舞鶴高等学校		○								○	○							防災等の法令、ガイドラインの見直し
11 大分雄城台高等学校		○																
12 大分南高等学校		○								○	×							H27作成
14 大分工業高等学校		○																・施設については教育財務課作成の点検シートを活用しているため ・機械設備は使用開始前点検を日常習慣的に実施しているため

県立学校名称	計画的な安全点検の実施							安全点検の実施内容								
	警備防災計画の見直し							実施内容						規則第28条第1項 の毎学期1回以上の 点検の実施状況		
	ア あ り	見直しのタイミング(複数回答)				(実地) ア(見直し の状況)イ (選定の場 合)	イ な し	の 毎 年 の 定 期 的 な 内 容 確 認	ア 法 定 (全 部) + 日 常	イ 法 定 (一 部) + 日 常	ウ 法 定 (全 部) の み	エ 法 定 (一 部) の み	オ 日 常 の み	カ 実 施 な し	ア 実 施 あ り	イ 実 施 な し
		ア 受 け て い る	イ 防 災 等 の 法 令 、 ガ イ を	イ 生 事 自 治 を 受 け て い る	ウ そ の 他											
13 大分豊府高等学校							○	○	○					○		
20 鶴崎工業高等学校							○	○	○					○		
24 臼杵高等学校	○	○	○	より充実した内容にするため	○			○						○		
38 中津北高等学校	○	○		人事異動による各部屋の火元責任者の変更等	×			○						○		
44 豊学校	○			人事異動時に全体の見直しを実施	○			○						○		
52 南石垣支援学校	○			4月に教育財務課へ提出する際に、内容について確認している	○			○						○		
53 新生支援学校	○	○		人事異動に合わせ全体を見直し	○			○						○		
59 大分豊府中学校							○	○	○					○		
1 高田高等学校	○			人事異動、教室の配置変更に合わせ内容を確認	○			○						○		
2 国東高等学校	○	○			○			○						○		
3 国東高等学校双国校	○	○	○		○			○						○		
4 杵築高等学校							○	○	○					○		
5 日出総合高等学校							○	○	○					○		
6 別府鶴見丘高等学校	○			変更の必要性について毎年、見直し	○			○						○		
7 別府青山高等学校 別府翔青高等学校							○	○	○					○		
8 別府羽室台高等学校	○	○	○		○			○						○		
9 大分上野丘高等学校	○			職員の異動	○			○						○		
10 大分舞鶴高等学校	○	○		職員の異動	○			○						○		
11 大分雄城台高等学校	○	○			○			○						○		
12 大分南高等学校	○	○			○			○						○		
14 大分工業高等学校	○	○			○			○						○		

県立学校名称	法定点検の実施状況										日常点検の実施状況							
	点検結果の報告・情報共有 (複数回答)				H27年度点検結果の不具合に対する対応状況						日常点検の頻度及び 点検箇所(複数回答) ※毎授業日以外の点検				日常点検 を行う者		点検方法	
	ア 担当 所属長	イ 所属 の全職 員	ウ 本庁 所管課	エ その 他	ア 全 て 対 応	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	オ 不 具 合 報 告 な し	ア 毎 週	イ 隔 週	ウ 毎 月	エ 隔 月	ア 所 属 の 職 員	イ 受 託 者	ア 目 視 の み	イ 目 視 と 触 診 や 打 診 を 併 用	ウ その 他
13 大分豊府高等学校	○								○			6		○		○		
20 鶴崎工業高等学校	○				○					14				○		○		
24 臼杵高等学校	○	○		必要に応じ本 庁所管課に報 告、相談を行う			○			10	8	4		○		○		
38 中津北高等学校	○				○						8			○		○		
44 豊学校	○	○					○			1	1			○		○		
52 南石垣支援学校	○						○			7				○		○		
53 新生支援学校	○				○							14		○		○		
59 大分豊府中学校	○								○			6		○		○		
1 高田高等学校	○			重大な問題を 発見した場合 は所管課	○						9			○		○		
2 国東高等学校	○								○			15		○		○		
3 国東高等学校双国校	○						○							○		○		
4 杵築高等学校	○				○							19		○		○		
5 日出総合高等学校	○				○									○		○		
6 別府鶴見丘高等学校	○				○									○		○		
7 別府青山高等学校 別府翔青高等学校	○				○					1				○		○		
8 別府羽室台高等学校	○				○							2		○		○		
9 大分上野丘高等学校	○						○						16	○		○		
10 大分舞鶴高等学校	○	○							○				15	○		○		
11 大分雄城台高等学校	○				○					1		3		○		○		
12 大分南高等学校	○	○					○					14		○		○		
14 大分工業高等学校	○				○									○		○		施設においては目 視を主体とし異常 を感じた場合触診 等により確認する。 機械・設備等にお いては作動確認も 行う。

県立学校名称		日常点検の実施状況																
		点検結果の報告・情報共有(複数回答)				H27年度日常点検結果の不具合に対する対応状況												
		ア 担当 所属長	イ 所属 の全 職員	ウ 本庁 所管 課	エ その 他	情報共有方法	ア 全 て 対 応	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	イ、ウ、エの未対応理由 (複数回答)				未対応の内容 主なもの	オ 不 具 合 報 告 な し		
						(表地)					ア 予 算 要 求 し て い な い	イ 予 算 要 求 が 認 め ら れ な い	ウ 具 体 的 な 対 応 方 法 が な い	エ そ の 他				
13	大分豊府高等学校				異常があった場合のみ報告を受け、管理職で情報共有	書面	○											
20	鶴崎工業高等学校	○										○						・側溝改修 ・弓道場脇斜面崩壊対策
24	臼杵高等学校	○	○		著しい不具合で校内で対応できない場合、所管課に相談	・不具合の内容により必要に応じ書面にて所属長へ報告 ・職員朝礼で口頭により周知、緊急の場合はOENメールで周知						○		所管課と対応協議中のものあり				・普通教室棟:トイレタイル剥落(H28工事予定) ・柔剣道場:床破損 ・部室:雨漏り ・グラウンド:散水栓漏水、雨天時の水たまり
38	中津北高等学校	○	○			・校長:口頭、書面 ・全職員:職員朝礼で口頭により周知、大規模修繕はOENによりデータで共有	○											
44	豊学校	○				書面(日誌)による回覧	○											
52	南石垣支援学校	○				口頭報告						○						校内放送機器
53	新生支援学校	○	○			全職員データ	○											
59	大分豊府中学校				異常があった場合のみ報告を受け、管理職で情報共有	書面	○											
1	高田高等学校	○			重大な問題を発見した場合は所管課							○						図書室:転落防止手摺り(今年度対応予定)
2	国東高等学校	○					○											
3	国東高等学校双国校	○					○											
4	杵築高等学校	○					○											
5	日出総合高等学校	○					○											
6	別府鶴見丘高等学校	○					○											
7	別府青山高等学校 別府翔青高等学校	○					○											
8	別府羽室台高等学校	○					○											
9	大分上野丘高等学校	○					○											
10	大分舞鶴高等学校	○										○	○					柔剣道場:基礎コンのクラック、欠損 外構等:フェンス基礎コンのクラック、欠損、支柱の劣化
11	大分雄城台高等学校	○					○											
12	大分南高等学校	○										○						教室、トイレ、通路:タイルの破損、水たまり等(H28大規模改修工事対応予定)
14	大分工業高等学校	○	○	○										多額の予算を伴う老朽化改善対応				機械科実習棟の外壁パネルの落下

県立学校名称	施設の安全対策														
	利用制限箇所の有無				転倒・落下・移動防止対策				落下物防止対策						
	ア あり	利用制限の 具体的内容	今後の対応方針			イ なし	ア 全て 対策済み	イ 一部 未対策	ウ 全て 未対策	エ 対策の必要 な物品等なし	ア 対策済み	イ 棚等の上 に重量物 あり	ウ 床等に高 く積み上 げてい	エ いずれも も十分	未対策理由
13	大分豊府高等学校					○	○							○	保管場所不足のため
20	鶴崎工業高等学校					○		○					○		職員の意識が不足しているため
24	臼杵高等学校					○	○				○				
38	中津北高等学校					○	○				○				
44	豊学校					○		○			○				
52	南石垣支援学校	○	(熊本地震による) 図書室:天井木枠の脱落(H28.4~) *別室で代替	○				○			○				
53	新生支援学校					○		○			○				
59	大分豊府中学校					○	○							○	保管場所不足のため
1	高田高等学校					○	○				○				
2	国東高等学校					○	○				○				
3	国東高等学校双国校					○	○				○				
4	杵築高等学校					○	○				○				
5	日出総合高等学校					○	○				○				
6	別府鶴見丘高等学校					○		○			○				
7	別府青山高等学校 別府翔青高等学校					○		○			○				
8	別府羽室台高等学校	○	(熊本地震による) 体育館:玄関側柱の損傷による内壁落下 (H28.4~H28.9、工事完了済み)	○				○			○				
9	大分上野丘高等学校					○	○				○				
10	大分舞鶴高等学校					○	○				○				
11	大分雄城台高等学校					○	○				○				
12	大分南高等学校					○	○				○				
14	大分工業高等学校					○	○				○				

県立学校名称	施設の安全対策				危機管理体制							職員研修の実施							
	毒劇物の管理		AEDの管理		緊急連絡先の掲示(複数回答)					実施している研修内容(複数回答)			研修開催状況						
	ア 点 検 実 施	イ 点 あり 未 実 施 各 学 期 1 回 以 上 の	ウ 計 画 的 な 管 理 処 分 の 実 施 実 施 し て い る	エ 実 施 し て い な い	ア (<u>実地</u>) 点 検 表 の 有 無	イ 点 検 を 実 施 し て い る	ウ 点 検 を 実 施 し て い な い	ア 職 員 室	イ 保 健 室	ウ 体 育 教 官 室	エ 事 務 室	オ 其 他	カ 掲 示 な し	ア 安 全 点 検 に 関 す る 研 修	イ 危 機 管 理 に 関 す る 研 修	ウ 其 他	エ 実 施 な し	ア 定 期	イ 不 定 期
13 大分豊府高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
20 鶴崎工業高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○	心肺蘇生法講習会 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研 修		○	
24 臼杵高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○	進路指導室、各準備 室		○	○	津波避難訓練、地震避難訓練(共に火災 避難訓練を含む)を職員にも2週間程 の実施期間のみ定め、実施日時を知らせ ず抜きうちで実施している		○	
38 中津北高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○	全職員に配布すると 同時に職員室へ掲示 している。		○	○	防災アドバイザー招へいによる研修あり		○	
44 豊学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○	避難訓練、携帯安全教室、医ケア緊急対 応研修、障害者差別解消法(合理的配 慮)、救命救急法講習会、幼児安全法講 習会		○	
52 南石垣支援学校				○	○	○		○	○	○	○			○	○			○	
53 新生支援学校				○	○	○		○	○	○	○			○	○	救命救急法講習		○	
59 大分豊府中学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
1 高田高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
2 国東高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
3 国東高等学校双国校				○	○	○		○	○	○	○			○	○			○	
4 杵築高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○	心肺蘇生法研修		○	
5 日出総合高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
6 別府鶴見丘高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
7 別府青山高等学校 別府翔青高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
8 別府羽室台高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○	校長室		○	○			○	
9 大分上野丘高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
10 大分舞鶴高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○	全職員へ配付		○	○			○	
11 大分雄城台高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
12 大分南高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	
14 大分工業高等学校	○		○		○	○		○	○	○	○			○	○			○	

4 県立学校②

県立学校名称	実地 監査対象	計画的な安全点検の実施																
		日常点検マニュアルの作成							日常点検チェックリストの作成									
		ア あり	改正の実施	改正の タイミング	の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	イ な し	未作成理由(複数回答)				ア あり	見直しの 実施	見直しの タイミング	の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	イ な し	未作成理由(複数回答)		
							ア な し	イ 作 成 す る 時 間 的 余 裕 な い	ウ 簡 易 な 点 検 が 実 施 し な い	エ そ の 他						ア な し	イ 事 故 等 が 発 生 し て お ら な い	ウ そ の 他
15	大分商業高等学校	○				○	○							○	○			
16	芸術緑丘高等学校	○				○				○	×		H28 作成					
17	大分西高等学校	○				○								○				教育財務課作成点検要領 によっているため
18	爽風館高等学校	○				○				○	×		H28 作成					
19	大分鶴崎高等学校	○				○				○	×		×					
21	情報科学高等学校	○				○								○	○			巡回警備、教諭、生徒から不 具合発見の都度報告があり迅速 に対応できている。また事務職 員も定期的に巡回、点検を実 施しているため
22	大分東高等学校	○				○								○	○			
23	由布高等学校	○	○	×		×				○	×		×					
25	津久見高等学校	○				○				○	×		○					
26	津久見高等学校 海洋科学校	○				○								○				作成の仕方が分からないため
27	佐伯鶴城高等学校	○				○								○				簡易な点検を実施しているため
28	佐伯豊南高等学校	○				○								○	○			
29	三重総合高等学校	○	○	×		○				○	×		○					
30	三重総合高等学校 久住校	○				○				○	×		×					
31	竹田高等学校	○				○								○	○			
32	玖珠美山高等学校	○				○								○				校内を一通り巡視し、気付いた ことがあれば対応するという簡 易な形のため
33	日田高等学校	○				○	○							○	○			
34	日田三隈高等学校	○				○	○	○						○	○			日常点検は、主に清掃時間を 中心に目視という形で行ってい るため
35	日田林工高等学校	○				○				○	×		○					
36	中津南高等学校	○	○	×		○				○	×		○					

県立学校名称	計画的な安全点検の実施							安全点検の実施内容								
	警備防災計画の見直し							実施内容								
	ア あ	見直しのタイミング(複数回答)				イ い	イ なし	ア の 毎 年 の 定 期 的 な 内 容 確 認	ア 法 定 (全 部) + 日 常	イ 法 定 (一 部) + 日 常	ウ 法 定 (全 部) の み	エ 法 定 (一 部) の み	オ 日 常 の み	カ 実 施 な し	ア 実 施 あ り	イ 実 施 な し
		ア 受 け て ら れ た	イ 生 事 例 を 受 け て ら れ た	ウ そ の 他	エ 毎 年 の 定 期 的 な 内 容 確 認											
15 大分商業高等学校	○		○		○			○						○		
16 芸術緑丘高等学校	○	○			○			○						○		
17 大分西高等学校	○	○			×			○						○		
18 爽風館高等学校	○	○			○			○						○		
19 大分鶴崎高等学校							○	○	○					○		
21 情報科学高等学校	○	○	○		○			○						○		
22 大分東高等学校	○	○			○			○						○		
23 由布高等学校							○	○	○					○		
25 津久見高等学校	○			H28.4.14、4.16の地震発生を受けて	○			○						○		
26 津久見高等学校 海洋科学校	○		○		○			○						○		
27 佐伯鶴城高等学校							○	○	○					○		
28 佐伯豊南高等学校	○			年度改訂	○			○						○		
29 三重総合高等学校	○			防災訓練で防災アドバイザーの指導を受けて	○			○						○		
30 三重総合高等学校 久住校	○	○	○		○			○						○		
31 竹田高等学校							○	○	○					○		
32 玖珠美山高等学校	○			・学校の実情に合致するように見直しを行う。(学級数、教職員数等) ・防災アドバイザーからの指導助言を受けて。	○			○						○		
33 日田高等学校	○	○			○			○						○		
34 日田三隈高等学校	○			職員が毎年異動するため、係分担等、毎年見直しを行っている。	○			○							○	
35 日田林工高等学校	○	○		消防署の指導を受けて	○			○						○		
36 中津南高等学校	○	○	○		○			○						○		

県立学校名称	法定点検の実施状況										日常点検の実施状況							
	点検結果の報告・情報共有 (複数回答)				H27年度点検結果の不具合に対する対応状況						日常点検の頻度及び 点検箇所(複数回答) ※毎授業日以外の点検				日常点検 を行う者		点検方法	
	ア 担当 所属長	イ 所属 の全職 員	ウ 本庁 所管課	エ その他	ア 全 て対 応	イ 応 急措 置の みあり	ウ 一 部未 対応	エ 全 て未 対応	オ 不 具 合報 告なし	ア 毎 週	イ 隔 週	ウ 毎 月	エ 隔 月	ア 所 属の 職員	イ 受託 者	ア 目視 のみ	イ 目視 と触 診や 打診 を併 用	ウ その他
15 大分商業高等学校	○				○							18		○		○		
16 芸術緑丘高等学校	○				○				1		12	16		○		○		
17 大分西高等学校	○							○			1			○		○		
18 爽風館高等学校	○							○	2		2	8		○		○		
19 大分鶴崎高等学校	○		○					○	7			8		○		○		
21 情報科学高等学校	○		○		○							6		○		○		
22 大分東高等学校	○				○									○		○		
23 由布高等学校	○				○							16		○		○		
25 津久見高等学校	○				○				1	3	6	10		○		○		
26 津久見高等学校 海洋科学校	○							○			2	1		○		○		
27 佐伯鶴城高等学校	○				○							14		○		○		
28 佐伯豊南高等学校	○					○				1				○		○		
29 三重総合高等学校	○				○									○		○		
30 三重総合高等学校 久住校	○				○				7					○		○		
31 竹田高等学校	○				○							12		○		○		
32 玖珠美山高等学校	○	○			○				10					○		○		
33 日田高等学校	○				○									○		○		
34 日田三隈高等学校	○	○	○		○				5	5	7	9		○		○		
35 日田林工高等学校	○	○	○		○						1	10		○		○		
36 中津南高等学校	○		○			○						7		○		○		

県立学校名称	日常点検の実施状況														オ 不 具 合 報 告 な し	
	点検結果の報告・情報共有(複数回答)					H27年度日常点検結果の不具合に対する対応状況										
	ア 担 当 く 所 属 長	イ 所 属 の 全 職 員	ウ 本 庁 所 管 課	エ そ の 他	(実地) 情 報 共 有 方 法	ア 全 て 対 応	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	イ、ウ、エの未対応理由 (複数回答)				未対応の内容 主なもの		
										ア 予 算 要 求 し て い な い	イ 予 算 要 求 が 認 め ら れ て い な い	ウ 具 体 的 な 対 応 方 法 が な い	エ そ の 他			
15 大分商業高等学校	○					○				○					グラウンド水道管の漏水	
16 芸術緑丘高等学校	○	○					○			○	○	○			・敷地:水たまり ・外壁:欠損、剥落等 ・教室床:くぼみ、ひび割れ ・高架水槽、外階段等:さび、腐食	
17 大分西高等学校	○															○
18 爽風館高等学校	○					○										
19 大分鶴崎高等学校	○					○										
21 情報科学高等学校	○					○										
22 大分東高等学校	○	○				○										
23 由布高等学校	○							○					緊急を要しない ため	・家庭科棟天井クラック、外壁鉄筋の 露出、階段タイルの剥落 ・管理特別教室棟屋外階段鉄筋露 出、屋上防水層の浮き、避雷針損傷 及びワイヤーさび、渡り廊下雨漏り等		
25 津久見高等学校	○					○										
26 津久見高等学校 海洋科学校	○															○
27 佐伯鶴城高等学校		○					○				○				教室棟階段踊り場:雨漏り	
28 佐伯豊南高等学校	○						○				○	○		・介護実習室:結露、カビ ・普通教室棟:鍵破損による施錠不 可、戸車破損による開閉困難 ・渡り廊下エキスマンション破損(外部 補修工事予定)		
29 三重総合高等学校	○					○										
30 三重総合高等学校 久住校	○							○			○			体育館:側面階段コンクリートの剥落 武道場:屋根の腐食による雨漏り、床 の損傷		
31 竹田高等学校	○		○			○										
32 玖珠美山高等学校	○	○				○										
33 日田高等学校	○					○										
34 日田三隈高等学校	○	○	○			○										
35 日田林工高等学校	○	○	○			○										
36 中津南高等学校	○	○	○					○				○		グラウンド:照明設備不具合 防護柵、防球ネット等軽度損傷あり		

県立学校名称	施設の安全対策													
	利用制限箇所の有無				転倒・落下・移動防止対策				落下物防止対策					
	ア あり	利用制限の 具体的内容	今後の対応方針			ア 全て 対策済み	イ 一部 未対策	ウ 全て 未対策	エ 対策の 必要な 物品等 なし	ア 対策 済み	イ 棚等 の上 に重 量物 あり	ウ 床等 に高 く積 み上 げて い	エ いず れも 不十 分	未対策理由
15	大分商業高等学校	○ グラウンド散水栓:給水管の漏水 H27. 8~			③ 本課 協議 中	○				○				
16	芸術緑丘高等学校					○	○			○				
17	大分西高等学校					○	○			○				
18	爽風館高等学校					○	○			○				
19	大分鶴崎高等学校					○	○			○				
21	情報科学高等学校					○	○			○				
22	大分東高等学校					○	○			○				
23	由布高等学校	○ (熊本地震による) ・テニスコート等地割れにより立ち入り禁止 ・管理特別教室棟、エキスパンションカ パー外れによる一部立ち入り禁止 ・普通教室、壁亀裂による立ち入り禁止	○			○				○				
25	津久見高等学校					○	○			○				
26	津久見高等学校 海洋科学校					○	○			○				
27	佐伯鶴城高等学校					○	○				○			通行の妨げとなら ない場所であるた め
28	佐伯豊南高等学校					○		○			○			保管場所不足のた め
29	三重総合高等学校					○	○			○				
30	三重総合高等学校 久住校					○	○			○				
31	竹田高等学校					○	○			○				
32	玖珠美山高等学校					○	○			○				
33	日田高等学校					○	○			○				
34	日田三隈高等学校					○		○			○			①移動が必要、これまで事故が発生して おらず必要がないため ②ピアノ
35	日田林工高等学校					○	○			○				
36	中津南高等学校					○	○			○				

県立学校名称	施設の安全対策				危機管理体制							職員研修の実施							
	毒劇物の管理				AEDの管理		緊急連絡先の掲示(複数回答)					実施している研修内容(複数回答)				研修開催状況			
	ア 点 検 実 施	イ 点 検 未 実 施 各 学 期 1 回 以 上 の	計画的な管理 処分の実施 実施している	ウ 毒 劇 物 な し	ア 点 検 を 実 施 し て い る	(実地) イ 点 検 表 の 有 無	イ 点 検 を 実 施 し て い な い	ア 職 員 室	イ 保 健 室	ウ 体 育 教 官 室	エ 事 務 室	オ そ の 他	カ 掲 示 な し	ア 安 全 点 検 に 関 す る 研 修	イ 危 機 管 理 に 関 す る 研 修	ウ そ の 他	エ 実 施 な し	ア 定 期	イ 不 定 期
15 大分商業高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○	救急蘇生法(AED等)の研修			○	
16 芸術緑丘高等学校	○		○		○		○	○	○	○							○		
17 大分西高等学校	○		○		○		○				玄関、体育館、多目的競技場		○	○				○	
18 爽風館高等学校		○	○		○			○		○								○	
19 大分鶴崎高等学校	○		○		○		○	○	○	○								○	
21 情報科学高等学校	○			○	○		○	○			校長室			○					○
22 大分東高等学校	○		○		○		○	○	○	○	校長室		○	○					○
23 由布高等学校	○		○		○		○			○	施設管理室(施設管理補助員詰め所)		○	○					○
25 津久見高等学校	○		○		○		○	○	○	○			○	○					○
26 津久見高等学校 海洋科学校	○		○		○		○	○	○	○				○					○
27 佐伯鶴城高等学校	○		○		○		○	○	○	○	校長室		○	○					○
28 佐伯豊南高等学校	○		○		○		○	○	○	○			○	○					○
29 三重総合高等学校	○		○		○		○	○										○	
30 三重総合高等学校 久住校	○		○		○		○	○	○	○	校長室、農場管理室			○					○
31 竹田高等学校	○		○		○		○		○					○					○
32 玖珠美山高等学校	○		○		○		○	○		○				○	・部活動における事故等を未然に防止するための方策と事故発生時の対処方法 ・災害発生時の生徒の安全確保を図る方策及び警備防災マニュアルの検討				○
33 日田高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○					○
34 日田三隈高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○					○
35 日田林工高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○	救急処置法(心肺蘇生法)研修				○
36 中津南高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○					○

4 県立学校③

県立学校名称	計画的な安全点検の実施																			
	実地 監査 対象	日常点検マニュアルの作成										日常点検チェックリストの作成								
		安全 点検 計画 の策 定の 有無	ア あり	修正 の実 施	修正 の タイ ミング	の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	イ なし	未作成理由(複数回答)					ア あり	見 直 し の 実 施	見 直 し の タイ ミング	の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	イ なし	未作成理由(複数回答)		
								ア な し	イ め 必 要 が な い た め	ウ 日 常 点 検 を 実 施 し な い	エ そ の 他	ア な し						イ 事 故 等 が 発 生 し て お ら な い	ウ そ の 他	
37 中津南高等学校 耶馬溪校	○	○	×		○								○	×						
39 中津東高等学校	○					○		○								○		○		
40 宇佐高等学校	○					○		○					○	×						
41 宇佐産業科学 高等学校	○					○		○								○			目視による簡易的なチェックのみであるため	
42 安心院高等学校	○					○	○									○	○			
43 盲学校	○	○	○	・防災等の法令等の見直しを受けて ・他の自治体等における事故の発生を受けて	○							○	○	・防災等の法令、ガイドライン等の見直しを受けて ・他の自治体等における事故の発生を受けて	○					
45 日出支援学校	○					○	○	○					○	○	点検者及び教室名等の変更を受けて	×				
46 宇佐支援学校	○					○		○					○	×		×				
47 中津支援学校	○					○			教育財務課が作成したものを使用しているため				○	×						
48 由布支援学校	○					○		○					○	×						
49 別府支援学校	○	○	×		×											○			目視による簡易な点検であるため	
50 別府支援学校 鶴見校	○					○		○					○	×		×				
51 別府支援学校 石垣原校	○	○	×		×								○	×		×				
54 大分支援学校	○	○	○	防災等の法令やガイドライン等の見直しを受けて	×								○	×		×				
55 臼杵支援学校	○					○		○					○	×		×				
56 佐伯支援学校	○	○	×			○							○	○	雑工事による教室の変更を受けて	○				
57 竹田支援学校	○					○		○					○	×		×				
58 日田支援学校	○					○		○								○			危険箇所、不具合が生じた箇所等については、日常的に職員から報告が上がり対応しているため	
“○”の計	8	59	11	2	6	48	6	39	0	10	28	5	13	31	11	3	20			
“×”の計			9		5						23		12							

県立学校名称	計画的な安全点検の実施							安全点検の実施内容									
	警備防災計画の見直し							実施内容									
	ア あ り	見直しのタイミング(複数回答)				の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	(実地) ア 情 報 取 得 選 択 の 状 況 (見直しのタイミングで 情報・イ を 選 択 した 場 合)	イ な し	の 毎 年 施 の 定 期 的 な 内 容 確 認	ア 法 定 (全 部) 十 日 常	イ 法 定 (一 部) 十 日 常	ウ 法 定 (全 部) の み	エ 法 定 (一 部) の み	オ 日 常 の み	カ 実 施 な し	ア 実 施 あ り	イ 実 施 な し
		受 ド ラ イ ン の 法 令 、 ガ を イ	防 災 等 の 見 直 し	生 事 例 を 受 け て の 事 故 発	自 治 体 等 の 見 直 し												
37 中津南高等学校 耶馬溪校	○	○				○			○							○	
39 中津東高等学校	○	○	○			○			○							○	
40 宇佐高等学校							○	○	○							○	
41 宇佐産業科学 高等学校	○	○			毎年度当初に見直しをしている	○			○							○	
42 安心院高等学校							○	×	○							○	
43 盲学校	○	○	○			○			○							○	
45 日出支援学校	○	○			点検者及び教室名等の変更を受けて	○			○							○	
46 宇佐支援学校	○	○	○			○			○							○	
47 中津支援学校	○				毎年、見直している	○			○							○	
48 由布支援学校	○				人事異動による	○			○							○	
49 別府支援学校	○	○				○			○							○	
50 別府支援学校 鶴見校	○	○				○			○							○	
51 別府支援学校 石垣原校	○				訓練時に防災アドバイザーより受けた指導	○			○							○	
54 大分支援学校							○	○	○							○	
55 臼杵支援学校							○	○	○							○	
56 佐伯支援学校	○				消防署の助言等を受けて	○			○							○	
57 竹田支援学校	○				内容の修正や追加を受けて	○			○							○	
58 日田支援学校	○	○				×			○							○	
"○"の計	45	28	11		22	42	14	13	59	0	0	0	0	0	0	58	1
"×"の計						3		1									

県立学校名称	法定点検の実施状況										日常点検の実施状況								
	点検結果の報告・情報共有 (複数回答)				H27年度点検結果の不具合に対する対応状況						日常点検の頻度及び 点検箇所(複数回答) ※毎授業日以外の点検				日常点検 を行う者		点検方法		
	ア 担当 所属 長	イ 所 属 の 全 職 員	ウ 本 庁 所 管 課	エ そ の 他	ア 全 て 対 応	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	オ 不 具 合 報 告 な し	ア 毎 週	イ 隔 週	ウ 毎 月	エ 隔 月	ア 所 属 の 職 員	イ 受 託 者	ア 目 視 の み	イ 目 視 と 触 診 や 打 診 を 併 用	ウ そ の 他	
37 中津南高等学校 耶馬溪校	○								○	2			5	○		○			
39 中津東高等学校	○						○					16		○		○			
40 宇佐高等学校	○		○		○								11	○		○			
41 宇佐産業科学 高等学校	○	○	○		○					2		11	3	○		○			
42 安心院高等学校	○						○							○		○			
43 盲学校	○		○		○					18		24		○		○			
45 日出支援学校	○				○							17		○		○			
46 宇佐支援学校	○					○						13	4	7	○		○		
47 中津支援学校	○	○	○		○								8	○		○			
48 由布支援学校	○				○					1		6	4	○		○			
49 別府支援学校	○						○					6	7	○		○			
50 別府支援学校 鶴見校	○				○					2	3	5	8	○		○			
51 別府支援学校 石垣原校	○					○				5	3	9	12	○		○			
54 大分支援学校	○				○							16		○		○			
55 臼杵支援学校	○		○				○					9		○		○			
56 佐伯支援学校	○				○						16			○		○			
57 竹田支援学校	○		○		○						8			○		○			
58 日田支援学校	○				○						11			○		○			
"○"の計	59	7	13	2	36	3	11	0	9	19	11	31	22	59	0	39	20	1	
"×"の計																			

県立学校名称	日常点検の実施状況																
	点検結果の報告・情報共有(複数回答)					H27年度日常点検結果の不具合に対する対応状況											
	ア 担当 所属長	イ 所属 の全職 員	ウ 本庁 所管課	エ その他	(実地) 情報 共有 方法	ア 全 て 対 応	イ 応 急 措 置 の み あ り	ウ 一 部 未 対 応	エ 全 て 未 対 応	イ、ウ、エの未対応理由 (複数回答)				未対応の内容	オ 不 具 合 報 告 な し		
										ア 予 算 要 求 し て い な い	イ 予 算 要 求 が 認 め ら れ な い	ウ 具 体 的 な 対 応 方 法 が な い	エ そ の 他			主なもの	
37 中津南高等学校 耶馬溪校		○															
39 中津東高等学校	○						○							軽微であり、学校 内の予算で順次 対応予定である ため	駐輪場:鉄柱さびによる劣化、破損 屋根の破損 部室:天井のひび割れ		
40 宇佐高等学校	○					○											
41 宇佐産業科学 高等学校	○	○	○	危険度に応じ所管課 への報告の必要性を 判断		○											
42 安心院高等学校		○	○	必要に応じて、生徒		○											
43 盲学校	○	○				○											
45 日出支援学校	○					○											
46 宇佐支援学校	○					○											
47 中津支援学校	○	○				○											
48 由布支援学校	○						○						教育財務課と協 議中であるため	農機具倉庫横フェンスの変形(外は 崖)			
49 別府支援学校	○					○											
50 別府支援学校 鶴見校	○	○				○											
51 別府支援学校 石垣原校	○					○											
54 大分支援学校	○					○											
55 臼杵支援学校	○		○					○			○			経年劣化した複合遊具、回転系遊具 の撤去(使用禁止中)			
56 佐伯支援学校	○	○				○											
57 竹田支援学校	○					○											
58 日田支援学校	○	○				○											
"○"の計	54	19	8	6		39	6	10	1	2	11	3	5				3
"×"の計																	

県立学校名称	施設の安全対策													
	利用制限箇所の有無					転倒・落下・移動防止対策					落下物防止対策			
	ア あり	利用制限の 具体的内容	今後の対応方針			イ なし	ア 全て 対策済み	イ 一部 未対策	ウ 全て 未対策	エ 対策の必要 な物品等なし	ア 対策済み	イ 棚等の上 に重量物 あり	ウ 床等に 高く積み 上げてい	エ いずれ も不十分
37 中津南高等学校 耶馬溪校						○	○				○			
39 中津東高等学校						○		○			○			①入試時に移動させるため ②教室の掃除用具入れ
40 宇佐高等学校						○	○				○			
41 宇佐産業科学 高等学校						○	○				○			
42 安心院高等学校						○		○			○			①大規模改造工事後、復旧していな いため(予算要求中) ②キャビネット
43 盲学校						○	○				○			
45 日出支援学校						○		○				○		①今回改めて調査し発覚したため(大 規模改修工事に伴う設置もれ) ②TV・掃除用具入れ
46 宇佐支援学校						○	○				○			
47 中津支援学校						○	○				○			
48 由布支援学校	○	(熊本地震による) 渡り廊下及び普通教室棟出入口の利用 制限(H28. 4~H28. 11)	○					○			○			①対策を行う時間的な余裕がないた め ②配膳用机、小型ホワイトボード
49 別府支援学校						○	○				○			
50 別府支援学校 鶴見校						○	○				○			
51 別府支援学校 石垣原校						○	○				○			
54 大分支援学校						○		○			○			①H28年度対応予定であるため ②椅子収納庫
55 臼杵支援学校						○	○				○			
56 佐伯支援学校						○	○				○			
57 竹田支援学校						○	○				○			
58 日田支援学校						○	○				○			
"○"の計	5		4	0	1	54	46	13	0	0	53	3	1	2
"×"の計														

県立学校名称	施設の安全対策				危機管理体制							職員研修の実施								
	毒劇物の管理				AEDの管理		緊急連絡先の掲示(複数回答)					実施している研修内容(複数回答)				研修開催状況				
	ア 点 あり 実 施	イ 点 未 実 施 各 学 期 1 回 以 上 の	計画的な管理 処分の実施 実施している	ウ 毒 劇 物 な し	ア 点 検 を 実 施 し て い る	(実地) 点 検 表 の 有 無	イ 点 検 を 実 施 し て い ない	ア 職 員 室	イ 保 健 室	ウ 体 育 教 官 室	エ 事 務 室	オ そ の 他	カ 掲 示 な し	ア 安 全 点 検 に 関 す る 研 修	イ 危 機 管 理 に 関 す る 研 修	ウ そ の 他	エ 実 施 な し	ア 定 期	イ 不 定 期	
37 中津南高等学校 耶馬溪校	○		○		○		○	○	○	○			○	○				○		
39 中津東高等学校	○		○		○		○	○	○	○				○					○	
40 宇佐高等学校	○		○		○		○	○	○	○	校長室、特別教室の 準備室			○	AED研修			○		
41 宇佐産業科学 高等学校	○		○		○		○						○	○					○	
42 安心院高等学校	○		○		○		○				職員に配布している			○				○		
43 盲学校	○		○		○		○	○	○	○	教室			○				○		
45 日出支援学校				○	○		○	○		○	体育館・各教室等全 ての部屋			○	○			○		
46 宇佐支援学校				○	○		○	○		○				○	AED及び心臓蘇生研修、おう吐物処理・ アレルギー(エビベン)研修、緊急時対応 (発作、熱中症、プール事故)マニュアル シミュレーション			○		
47 中津支援学校				○	○		○	○		○				○	○			○		
48 由布支援学校				○	○		○	○		○				○				○		
49 別府支援学校	○		○		○		○	○		○				○	○			○		
50 別府支援学校 鶴見校	○		○		○		○	○		○	緊急時連絡体制マ ニュアルを各部屋に 掲示している			○	○			○		
51 別府支援学校 石垣原校	○		○		○		○			○				○				○		
54 大分支援学校				○	○		○	○		○				○				○		
55 臼杵支援学校				○	○		○	○		○	医療的ケア対象児童 生徒の教室、車椅子 利用児童の車椅子の ポケット			○				○		
56 佐伯支援学校				○	○		○	○		○	廊下			○				○		
57 竹田支援学校				○	○		○			○				○	○			○		
58 日田支援学校				○	○		○	○		○	ほぼ全ての教室に掲 示している			○				○		
"○"の計	46	1	45	2	12	59	8	0	56	47	28	51	18	1	17	52	11	6	47	6
"×"の計							0													

5 地方機関・教育機関所管課

監査結果一覧表(地方機関・教育機関所管課)

		計画的な安全点検の実施													
		日常点検マニュアルの作成						日常点検チェックリストの作成							
		ア			イ		ウ	ア	イ		ウ		エ		
・施設名称 :施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載 ()内は本庁所管課		本庁所管課で作成し、地方機関に示している	改正の有無	施 毎 年の 定期 的な 内容 確認 の実	地方機関において作成	作成の指示	いずれにおいても作成なし	未作成の理由	本庁所管課で作成し地方機関に示している	地方機関において作成	作成の指示	いずれにおいても作成なし	未作成の理由	県有財産経営室が示したものを 使用するよう指示したもの	
1	・佐伯総合庁舎:南部振興局 ・別府総合庁舎:東部保健所:別府土木事務所 (市町村振興課)						○	点検が簡易であるため					○	日常点検を行う所属で判断し、実施しているため (県有財産経営室が作成した自主点検チェックリストを使用している地方機関もある)	
2	北部保健所 (福祉保健企画課)						○	これまで、全庁の庁舎管理マニュアルを参考にしており、マニュアル等を作成するという認識を持っていなかった					○	これまで、全庁共通のものを参考にしており、チェックリストを作成するという認識は持っていなかった	
3	こども・女性相談支援センター (こども・家庭支援課)						○	点検表による日常点検が可能のため							○
4	産業科学技術センター (工業振興課)						○	点検が簡易であるため							○
5	大分職業訓練センター:大分高等技術専門校 (雇用労働政策課)						○	点検が簡易であるため必要がない					○	・チェックリストがなくても点検が可能であるため	
6	農業大学校 (新規就業・経営体支援課)						○	施設の種類も数も多いので農大単独でつくるのは難しいため		○	×				
7	白杵港県営上屋:白杵土木事務所 (港湾課)	○	×	×									○	チェックリストがなくても点検が可能であるため	
8	香々地青少年の家 (社会教育課)				○	○				○	○				
"○"の計		1	0	0	1	1	6		0	2	1	4			2
"×"の計			1	1							1				

監査結果一覧表(地方機関・教育機関所管課)

		地方機関との連携状況															
		安全点検の結果に基づく本庁所管課への不具合の報告							報告資料の活用		中長期的な修繕計画の策定			修繕要望に対する優先順位の判断基準の規定			
		ア 全て報告	定期的な報告		イ 一部報告	一部報告する場合 (複数回答)			ウ 全く報告させていない	ア 予算資料の作成	イ の安全点検の見直し・修繕計画	ア 策定している	イ 策定していない	ア 規定あり	イ 規定なし	修繕要望への対応方法	
			① 定期的 に報告 させて いる	② 随時 報告 させて いる		① 合 修繕 費用 が高 額に なる 場	② 要 が あ る 場 合	③ そ の 他									
1	・佐伯総合庁舎:南部振興局 ・別府総合庁舎:東部保健所: 別府土木事務所 (市町村振興課)				○					○	○			○	○	(県有建築物の計画保全に関する評価実施方針を準用)	
2	北部保健所 (福祉保健企画課)				○	○				○				○	○	予算の範囲内で緊急性の程度に応じて対応	
3	こども・女性相談支援センター (こども・家庭支援課)				○	○				○				○	○	要望のあった順に、緊急性の程度に応じて、予算の範囲内で対応	
4	産業科学技術センター (工業振興課)				○	○				○				○	○	地方機関が1機関のみであるため、要望どおり対応	
5	大分職業訓練センター:大分 高等技術専門学校 (雇用労働政策課)				○	○				○	○			○	○	利用者の安全面に支障があるもの、緊急性の高いものを優先し、予算の範囲内で対応	
6	農業大学校 (新規就業・経営体支援課)				○	○				○				○	○	早急な対応が必要かどうか ①学生の生命身体安全のため ②カリキュラムのため(先進的・企業的な経営体に就職して戦力になることが求められる)	
7	臼杵港県営上屋:臼杵土木 事務所 (港湾課)				○	○				○				○	○	危険性の高低や修繕費用の多寡などから予算の範囲内で対応	
8	香々地青少年の家 (社会教育課)	○		○						○				○	○	緊急性の高さを考慮し、予算の範囲内で対応	
"○"の計		1	0	1	7	6	0	4	0	8	2	1	1	7	1	7	
"×"の計													0				

監査結果一覧表(地方機関・教育機関所管課)

	地方機関との連携状況						危機管理体制・職員研修												
	地方機関に対する情報提供・注意喚起						事故、災害等発生時の対応マニュアル						地方機関に対する研修の実施(複数回答)						
	ア 行っている	情報提供等の内容 (複数回答)			イ 行っていない	情報提供等の工夫の有無	ア あり	a 本庁所管課の連絡体制が明確であるか	b 本庁所管課の役割分担が明確であるか	c 報告様式の作成	マニュアル改正の有無	改正のタイミング	施 毎年の定期的な内容確認の実施	イ なし	連絡体制・役割分担等が確認できるものがあるか	ア 安全点検に関する研修	イ 危機管理に関する研修	ウ 実施なし	未実施の理由
		ア 防災等の法令、ガイドラインの基準の見直し	イ 他の自治体等における事例の発生	ウ その他															
・施設名称 ：施設管理機関 *施設名称と異なる場合のみ記載 ()内は本庁所管課																			
1 ・佐伯総合庁舎:南部振興局 ・別府総合庁舎:東部保健所:別府土木事務所 (市町村振興課)	○				×									○	○			○	県有財産経営室が実施しているため
2 北部保健所 (福祉保健企画課)	○	○	○		×									○	×			○	県有財産経営室が実施しているため
3 こども・女性相談支援センター (こども・家庭支援課)	○		○		×		○	×	×	×		H28年度作成						○	県有財産経営室が実施しているため
4 産業科学技術センター (工業振興課)	○	○	○		×		○	×	×	○	人事異動に伴い確認	○						○	地方機関の長に任せている
5 大分職業訓練センター:大分高等技術専門学校 (雇用労働政策課)	○		○		×								○	×				○	県有財産経営室が実施しているため
6 農業大学校 (新規就業・経営体支援課)	○				×		○	×	×	×		○						○	地方機関で実施しているため
7 臼杵港県営上屋:臼杵土木事務所 (港湾課)	○		○		×		○	×	×	×		×						○	県有財産経営室が実施しているため
8 香々地青少年の家 (社会教育課)	○	○			×		○	○	○	○	主管課作成							○	地方機関の長に任せている
“○”の計	8	3	5	3	0	0	5	3	1	1	1	2	3	1	0	0	8		
“×”の計					8		2	4	4	3		1		2					

6 指定管理者

施設名称 () 上段: 県所管課 () 下段: 指定管理者名称	日常点検における取組		施設の安全対策	
	独自の視点による点検		日常点検による不具合の早期発見でのヒヤリハット事例	
	具体的内容	事例あり	具体的内容	事例なし
1 総合文化センター (芸術文化振興課) (公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団)	・点検担当者以外の職員だけでなく、ビル管理者や舞台技術者、設備業者、警備員、清掃員等との連絡を密に行い、施設異常の早期発見に努めている。 ・損傷等を発見した場合は速やかに施設担当者へ報告が行われる体制となっている。 ・施設利用後に必ず実施する職員による巡回点検では、チェックリスト票を活用し、全員が同レベルの点検が出来るよう配慮している。	○	①ホール入場口前の一枚ものの絨巻の縁がめくれ、床と接着部分の針がむき出しになっていた。来場者が針につまづいたり怪我のおそれがあったため、早急に補修を実施した。 ②練習室前ロビーに飾られている絵画のワイヤー断線により一部脱落。落下して利用者が怪我をするおそれがあったため、補修した。 ③会議室机の天板ネジが劣化し、天板落下の危険があったため、補修した。 ④ホール客席座面の脱落を発見。来場者が怪我をする危険があったため、再取付及び調整し、復旧した。	
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課) (ピーコンプラザ共同事業体)	・デザイン上の理由で鋭角な角があるところには、怪我がないようにクッション材等で保護を行っている。 ・設備に不備があれば報告書を作成し、修繕又は応急対応を実施している。	○	①高所作業台のオイルリターンチューブ折損の発見⇒作業台使用時の事故につながる。 ②ワイヤー柵テンション調整⇒観覧のお客様の落下の可能性がある。 ③駐車場輪留めブロック剥離の補修⇒駐車車の車が壁に衝突の危険性がある。 ④ドアクローザー不具合修理⇒風によりドアが人に衝突する可能性がある。 ⑤荷物テーブルリフターオイル漏れ補修⇒リフター使用時の事故につながる。 ⑥点字ブロック剥離補修⇒ご利用のお客様の安全のため。	
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室) (社会福祉法人大分県社会福祉協議会)	・毎年度当初、全職員を対象に危機管理に関する研修を行い、マニュアル(施設管理マニュアル、事故等対応マニュアル、新型インフルエンザ対応マニュアル、ノロウイルス対応マニュアル、消防計画)を配布し、職員の危機管理意識の向上を図っている。また、マニュアルに基づき、各部署管理責任者を定め、指揮・命令の方法や情報の管理・伝達方法等の施設管理体制を明確にしている。		-	○
4 聴覚障害者センター (障害福祉課) (社会福祉法人大分県聴覚障害者協会)	-		-	○
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室) (有限会社吉武建設)	・点検担当者以外の職員についても、日常的に通勤や清掃、移動時など施設の状態に気を配る様に心掛けている。損傷等を発見した場合は速やかに施設担当者へ報告をおこなえるよう報告の手順を全員に配布し、周知している。	○	①ケビン内、階段の手すりの金具破損を発見したので、部品をかえた。 ②ケビン棟外階段壊れそうだったので補強した。	
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課) (公益社団法人大分県農業農村振興公社)	・施設、遊具を職員が実際に利用して安全性、快適性を確認する。	○	①大型遊具滑り台(スムーズライダー)のピスの締めが不完全なため、使用時にケガを誘発するおそれがあり、増締めを行った。 ②すべりだいの着地点の砂が流失し、利用者(子ども)が着地時に転倒のおそれがあったため、修復した。	
7 林業研修所 (林務管理課) (公益財団法人森林ネットワークおおい)	・施設点検チェックリストにより毎月1回総合点検(建物が研修施設等)を行い、保全に努めている。		-	○
8 青少年の森 (森林整備室) (公益財団法人森林ネットワークおおい)	・担当地区以外の職員についても、イベント時や移動時に施設の状態に気を配るとともに、異常を発見した場合は速やかにマネージャーへ報告を行なうとしている。また、日常点検とは別にイベント開催時には施設の点検及び周辺の状況確認を行なっている。	○	①青少年の森森林学習展示館周辺の「水辺の森」セラピーコースに設置している木製階段の破損老朽化による腐食により階段の一部に傾きが確認されたため、階段全部の打診により補修及び交換を行ない利用者の安全を確保した。	
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課) (株式会社プランニング大分・おおいインフォメーションハウス株式会社共同事業体)	・日に4回の館内外の点検(巡回)を毎日行っており、利用しない施設の施錠や消灯をしており、さらに異常個所の早期発見にも努めている。また損傷等発見した場合は、施設担当者へ連絡し、適切な処理を行うようにしている。		-	○
10 別府港県営3号上屋 (港湾課) (株式会社おおい観光サービス)	・毎日勤務員が、駐車場料金を回収に向かう際、緑地帯及び3号上屋に立ち寄り目視だけでなく、手で触れ危険な場所、不具合なところはどうか確認している。		-	○
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課) (株式会社大宜)	・日常巡回終了時、毎回報告を受け、異常時等必要に応じ、確認対応を行う。	○	①野球場スコアボード旗掲揚場足場の床固定金具及び脱落。修理完了まで注意喚起表示、改修手配中。 ②大銀ドーム西側広場築山の縁石目地劣化、脱落する症状が見られた。コーンバーで立入禁止措置、即時改修。	
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課) (フェビリス・プランニング大分共同事業体)	・毎朝、二人で二手に分かれて巡回を行い、異常箇所の発見やゴミ拾い等を行っている。また、毎朝、トイレを巡回清掃している者にも、異常箇所があれば報告をもらっている。 ・そして、5:00から6:00、21:00から22:00の2回、警備員が体育館を含む巡回を行い、異常の有無の確認・不審者への対応などを行っている。更に機械警備システムにより安全対策に努めている。	○	①植込み内などにあったキイロズメバチなどの巣を、事故に至る前に発見し撤去した。6月から9月の間8件(キイロズメバチなどの巣8個)。	
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課) (株式会社サンリオエンターテイメント)	・担当者が休休、不在等の場合には、担当部署内の別の担当者が交互で巡回する事によって普段見ている担当者とは違った立場、視野で確認する事ができ、その案件について連絡、指摘等をする事ができる。		-	○
14 総合体育館 (体育保健課) (フェビリス・プランニング大分共同事業体)	・全スタッフが同じ目線で確認ができるように担当者だけでなく順番にその役割を担当し、情報共有ができるようにしている。	○	①各居室の照明点検の際、剣道場の天井化粧モールドが落下しかかっていることを確認する。そのままの状態では、モールドが落下し、利用者に当たり怪我のおそれがあることから、業者にてモールドの落下防止作業をおこない防止することができた。	
15 庄内屋内競技場 (体育保健課) (由布市)	-		-	○
“○”の計		8		7

施設名称 ○上段: 県所管課 ○下段: 指定管理者名称	施設の安全対策			
	利用者の事故防止対策で工夫していること		災害発生時の安全対策で工夫していること	
	ア事例あり	具体的内容	イ事例なし	具体的内容
1 総合文化センター (芸術文化振興課) (公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団)	○	・各施設利用後の職員による巡回点検（手すりのぐらつき、客席の不具合確認など、利用者目線による点検） ・OASISひろば21統括管理者と合同の施設巡回（年2回） 上記点検により不良箇所を早期に見出し、状況に応じて予防修繕の対応を実施している。	○	・災害等訓練においては火災や地震を想定し、ビル管理者、テナント、地元の消防署等、関係機関の協力の元、財団が一体管理する大分県立美術館を含めた合同訓練を実施している。 ・平成27年度は救急救命講習会を年1回実施した。
2 別府コンベンションセンター (観光・地域振興課) (ピーコンプラザ共同事業体)	○	警備、防災の見回り時に施設の異常がないか確認を行っている。 ○ 日常的にスタッフも施設の異常には気をつけている。異常が発見された場合には、すぐに施設担当へ報告を行い是正措置の検討を行っている。	○	・避難経路の確認は大規模の催事については、常にお客様へ伝えている。 ・防火設備、閉鎖障害等の自主点検を定期的に行っている。 ・災害の発生に備え、スタッフ全員での避難訓練を2回/年行っている。 ・普通救命講習を職員全員が受講し、別府市消防本部の救急救命認定施設になっている。
3 社会福祉介護研修センター (地域福祉推進室) (社会福祉法人大分県社会福祉協議会)	○	安全管理自主点検(消防設備点検を兼ねるもの)及び閉館時点検は、可能な限り、複数人の輪番により行っている。点検実施後はチェック表に記入する。	○	・普通救命講習の受講や消防計画にもとづく消防訓練を2回実施し有事に適切な対応が取れるよう整えている。また、万一の事故に備えるために危機管理対応マニュアルを作成し対応している。
4 聴覚障害者センター (障害福祉課) (社会福祉法人大分県聴覚障害者協会)	○	・雨天時、エントランスが滑るので県に防滑対策を要請。「雨天時滑ります」の掲示をイラスト付きで行った。 ・玄関前の階段が見にくいので、目立つようにテープを貼付。 ・階段には子ども向けに「階段で遊ばないで・走らないで」の掲示を行った。 ・感染症防止の為、入り口にてマスクを無料配布。消毒液設置。	○	・車いすの方の避難誘導方法を検討し、経路も確認。 ・聴覚障害者への避難誘導方法について、インフォメーションシステムを毎朝確認。
5 長者原オートキャンプ場 (自然保護推進室) (有限会社吉武建設)	○	・受付時ケビン棟の外、中の階段が危険ですと声掛けをする。 ・受付時、施設内は徐行をお願いする。 ・花火をする時は必ずバケツに水を張り手持ちのみにしてもらうように注意する。	○	・職員が普通救命講習を受講し施設利用者の事故等発生時AEDの使用や心肺蘇生法、その他、救命措置の基本的知識を身につけている。 ・災害訓練等の実施では、火災、地震を想定した訓練や不審者の侵入対応訓練を地元の消防署、警察署の関係機関の協力のもと、実施している。パトカーがた方の見回りの際キャンプ場に立ち寄ってもらう。
6 大分農業文化公園・都市農村交流研修館 (地域農業振興課) (公益社団法人大分県農業農村振興公社)	○	・大型遊具の年2回劣化点検 ・持込禁止遊具の標記 ・自転車利用者へのヘルメット着用(子ども) ・ボート利用者への救命具着用	○	・大分農業文化公園災害マニュアルを制定し、安全対策を実施している。 ・年2回防災、防火訓練を実施し、問題点の改善を行っている。 ・普通救命講習(全員)、赤十字救急法救急員(1名)を受講し救急時の救命措置の基礎知識を取得している。 ・AED1台設置、今年度1台追加予定。
7 林業研修所 (林務管理課) (公益財団法人森林ネットワーク)	○	平成28年4月の地震を踏まえ、転倒等のおそれがある物品(ロッカー等)の固定を行った。	○	・職員、由布市消防本部参加のもと、消防訓練を行い、水消火器を使つての消火訓練を実施。地震の際の留意事項を消防署員に確認。
8 青少年の森 (森林整備室) (公益財団法人森林ネットワーク)	○	平成森林公園ワイルドリバーに設置された河川プールにおいては、期間中数回水を抜きプール内にガラス・空き缶等の危険物の確認と土砂抜きを行なっている。	○	・毎月の打合せ時に安全管理マニュアルの確認を行なっている。 ・防火訓練では職員全員が消火器を使用した訓練を実施している。
9 マリンカルチャーセンター (漁業管理課) (株式会社プランニング大分・おおいのインフォメーションハウス株式会社共同事業体)	○	①プール利用前に全職員を対象に普通救命講習を受講し、プール利用者等事故発生時のAEDの使用や心肺蘇生法などの基本的知識を身につけている。 ②カッター・カヌーの活動時には、必ず警備艇を配置し監視を行っている。 ③浴室床面が長年の使用で滑りやすくなっている為、防滑工事を実施した。	○	・災害等訓練の実施では、火災、地震、津波を想定した訓練を地元の消防署の協力のもと実施している。
10 別府港県営3号上屋 (港湾課) (株式会社おおいの観光サービス)	○	-	○	・AEDを設置し、定期的にチェックしている。 ・毎年、地震、津波を想定した避難訓練を実施している。 ・不審者の対応訓練を地元の警察署の協力のもと、実施している。
11 大分スポーツ公園 (公園・生活排水課) (株式会社大宣)	○	毎日午前・午後各1回2名にて公園内巡回を行い、警備強化を図る。事故防止に一定の効果をもたらす。	○	・広域防災拠点であり、災害時には、防災設備に不備が発生しないよう確実に運転使用ができるよう、日常から常用設備と変わらぬ点検・管理を心掛けている。また、緊急時の設備スタッフの動き操作技術を標準化し、知識に格差がおきない様に繰り返し行っている。 ・防災訓練と応急手当講習を所轄の消防署の指導を受け、毎年全員参加で行っている。
12 大洲総合運動公園 (公園・生活排水課) (ファビルス・プランニング大分共同事業体)	○	野球場などにおいて、グラウンド整備やライン引き、部屋などの開錠時などに、利用者の視点に立つて危険箇所などがないか気を配っている。	○	・防災訓練において、消火栓や非常放送等の取り扱いの周知や、津波を想定した避難訓練時、災害対応型自動販売機の取り扱いの周知などを行っている。
13 ハーモニーパーク (公園・生活排水課) (株式会社サンリオエンターテイメント)	○	エスカレーターの乗り口の全てにアナウンス装置を取り付け、ゲストへの安全喚起に努めている。(アナウンス内容としては、手すりをお持ち下さい。ベビーカーは利用出来ないため、スロープへお廻り下さい。)等)	○	・今回の熊本地震にあたり、園内に地震計を設置し地震発生時の震度情報がリアルタイムで分かるようにした。震度情報が早期に分かる事により、園内スタッフへの情報の共有とゲストへの避難誘導等の対応が迅速に出来るようなハード面での対策は完了したため、災害マニュアルに従った定期的な訓練等、ソフト面の充実性を上げていきたい。
14 総合体育館 (体育保健課) (ファビルス・プランニング大分共同事業体)	○	館内には流れるBGMに定期的に水分補給を促すアナウンスや館内利用についての注意喚起の内容が流れるように設定をしている。 館内掲示は季節にあった内容の注意喚起掲示物に定期的に変更し、風景にならないように心掛けている。	○	・施設内で防災組織図を作成し、役割を明確にして年2回の火災・地震・津波等を想定した施設内での防災訓練を実施している。 また、全スタッフが日本体育施設協会が定める「CPR&AED講習会」プロバイダーコースを受講し認定されている。また、2名はその認定員の資格を所有している。 月1回の各居室での事故を想定したCPR&AEDシミュレーションを実施して万が一の事故に備えている。
15 庄内屋内競技場 (体育保健課) (由布市)	○	-	○	-
“〇”の計	13		2	14

